

～ 未来につなぐ緑の都市づくり～

東海市 緑の基本計画

2017～2026



平成 29 年 3 月

東 海 市

東海市緑の基本計画

目 次

はじめに

1 緑が果たす役割	1
2 計画の背景	2

第1章 緑の基本計画の位置づけ

1-1 緑の基本計画とは	4
1-2 東海市緑の基本計画の位置づけ	5
1-3 計画の対象とする緑地	6
1-4 上位・関連計画	7
1-5 東海市がめざす緑のまちづくりの方向性	13

第2章 緑の現況

2-1 東海市の概況	14
2-2 緑の現況	22
2-3 これまでの取り組み実績	30
2-4 緑に関する市民の意識	36
2-5 東海市の緑の現状と課題	40

第3章 めざす緑の将来像

3-1 緑の将来像	43
3-2 計画の方針	44
3-3 計画のフレーム	45
3-4 緑の配置方針	46
3-5 計画の目標	48

第4章 これからの緑のまちづくり

4-1 施策の体系	51
4-2 施策の展開	55
4-3 施策の主体	69

第5章 計画の推進に向けて

5-1 計画の進行管理	70
-------------------	----

【資料編】

1 緑の基本計画の策定経過	71
2 緑に関する市民アンケート調査票	74
3 用語解説	82

※ 本文中、「*」印を付けている用語について五十音順に解説しています。

はじめに

1 緑が果たす役割

私たちの生活に潤いや安らぎを与えてくれる「緑」は、次のような多様な役割を果たしてくれています。私たち市民一人ひとりが「緑の持つ役割や大切さ」を理解し、みんなで緑の保全・創出を図っていく必要があります。



環境を保全・改善する“緑”

地球温暖化*の防止やヒートアイランド現象*の緩和、大気の浄化、騒音・振動の抑制、生物多様性*の確保など、都市の環境を保全・改善してくれます。



健康づくり・レクリエーションの場となる“緑”

緑あふれる公園や散策路は、まちなにぎわいをもたらしてくれるとともに、手軽に心身のリフレッシュや遊び、運動が行える、健康づくり・レクリエーションの場となっています。



まちの防災機能を高める“緑”

火災による延焼、崖崩れ、水害に対する防災・減災としての役割の他に、公園などのオープンスペース*は災害発生時の避難地や避難路、救援活動や復旧活動などの拠点としての役割を担うなど、まちの防災機能を高めるてくれます。



美しい景観をつくり出す“緑”

都市の人工的な街並みに季節感や彩りをもたらし、地域の自然条件や歴史・文化に応じた個性的かつ美しい景観をつくり出してくれます。

2 計画の背景

東海市では平成 19 年 3 月に策定した「東海市緑の基本計画」に基づき、都市公園^{*}の整備や道路・まちなかの緑化など、計画のコンセプトとして掲げた「緑あふれる快適都市」の実現に向けて、市民、事業者、行政などが協働して様々な取り組みを進めてきました。

計画策定後 10 年が経過し目標年次の平成 28 (2016) 年に到達したことから改訂を行うもので、改訂にあたっては第 6 次東海市総合計画^{*}や東海市都市計画マスタープラン^{*}などの上位・関連計画との整合を図りながら、東海市を取り巻く社会状況の変化、緑の現状評価や課題などを踏まえた見直しを行います。

■ 東海市を取り巻く社会状況

① 人口減少や少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化の進行は、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加など、社会のさまざまな面での影響が懸念されています。

本市においても安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備などによって、人口減少や少子化の進行をできる限りゆるやかなものとするとともに、地域での支え合いをとおした高齢者の生活の質を高めることなどが求められています。

また、将来にわたって持続可能な都市をめざすため、駅周辺市街地への都市機能^{*}の集約、人口定住策の展開など集約型都市構造^{*}化の推進が重要となっています。

② 安心・安全意識の高まり

南海トラフ地震^{*}の発生による大規模な被害が想定されていることから、東日本大震災を教訓とした新しい視点での防災・減災対策が強く求められています。

また、風水害等自然災害の軽減、交通事故や犯罪の撲滅、公共施設の安全性の確保など、市民の日常生活に伴うリスクを最小限にとどめるよう、安心・安全に暮らすことができる地域づくりの実現が求められています。

③ 地域経済と取り巻く環境の変化

少子高齢化や人口減少の急速な進展、経済のグローバル化^{*}による競争環境の変化を背景として、地域経済は厳しさを増しており、農業・商業・工業の振興とともに観光・交流の活性化などによる地域産業の再生が求められています。

本市においても、都市基盤整備^{*}による土地の有効活用と産業のバランスの良い発展と活性化を進め、地域産業の競争力を高めるとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していく必要があります。

④ 環境問題に対する意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模での環境問題が深刻化するなか、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の確保など、環境問題に対する意識や関心が高まっています。

こうした環境問題に対して、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で責任ある行動を実践することにより、環境共生*が可能な低炭素・資源循環型社会を形成していくことが求められています。

⑤ 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、人々の価値観や生活様式が多様化して、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさを重視する傾向が強くなっています。また、健康に対する意識や関心が高まりを見せているほか、ゆとりある生活、一人ひとりが生きがいを持てる生活の実現のため、生涯学習や生涯スポーツなどの充実が求められています。

本市においても「いきいき元気推進事業*」などによって、様々な主体が連携した取り組みを推進しており、今後もさらに充実させていく必要があります。

⑥ 自主的・自立的なまちづくりの気運の高まり

人々の価値観の多様化や社会貢献意識の高まりなどから、NPO*活動やボランティア活動、企業等の社会貢献活動（CSR活動）など、多様な主体による自主的・自立的な活動が広がり、これらの方々と行政の協働と共創による地域の再生・活性化が重要な課題となっています。

本市においても公共施設の里親となって花壇管理等を行う団体や企業等が年々増加しているなど、市民の緑のまちづくりへの意識が高まりつつあります。

⑦ 社会環境インパクト

本市は、中部圏の広域幹線道路ネットワークの結節点に位置しており、伊勢湾岸自動車道と中部国際空港を直結する高規格道路である「西知多道路」が整備されることで更に利便性が高まります。また、鉄道においても東京・名古屋間を約40分で結ぶリニア中央新幹線の整備が着工されている名古屋駅や全国有数の国際拠点空港である中部国際空港までのアクセス性が優れています。そこで、これらの社会環境インパクト*に対応した、本市の持つ立地特性を多角的に活かしたまちづくりを進める必要があります。

第1章 緑の基本計画の位置づけ

1-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている法定計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）で、市町村が独自性と相違工夫を発揮して策定する、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

本計画は、樹林地や草地などの緑地の保全、公園緑地の整備、その他の公共公益施設や民有地の緑化の推進など、緑全般についての将来像を描くとともに、その実現に向けた様々な取り組みを示し、市民、事業者等、市が協働で計画的かつ効果的に推進していくための指針となるものです。

●緑の基本計画で扱う“緑”

公園・緑地や広場のほか、河川、ため池などの水辺や、学校など公共施設の植栽地、街路樹、寺社境内地、農地、工場の植栽地など、公共だけではなく民間も含めた緑の空間全体を対象とします。

●緑の基本計画で定める“内容”（都市緑地法第4条第2項）

1 必ず定める項目

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
(例：市街化区域内の緑被面積、市民一人あたりの都市公園面積等)
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
(例：都市公園の整備などの施策、公共公益施設や民有地の緑化の方針等)

2 市町村の実情に応じて定める項目

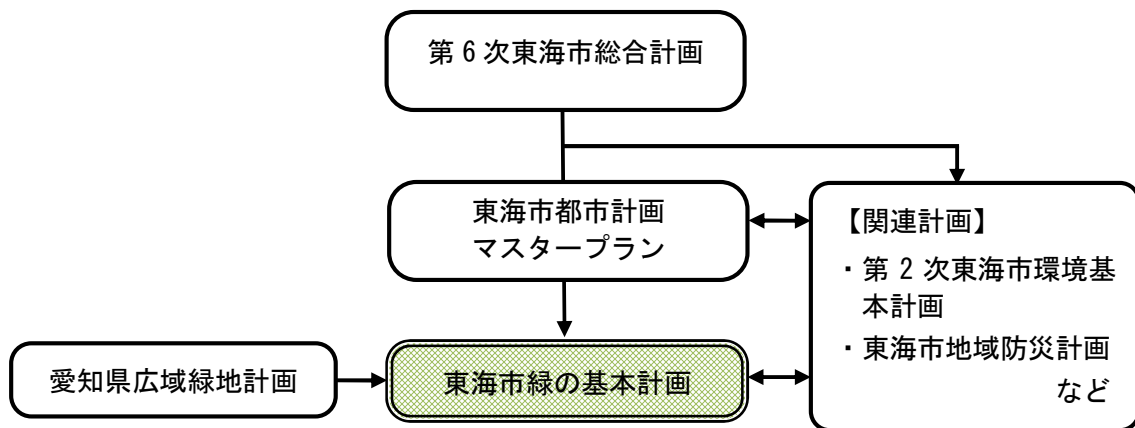
- (1) 都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項
- (2) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (3) 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であっても重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
- (4) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (5) 緑化地域以外の区域であっても重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

1-2 東海市緑の基本計画の位置づけ

1. 基本計画の位置づけ

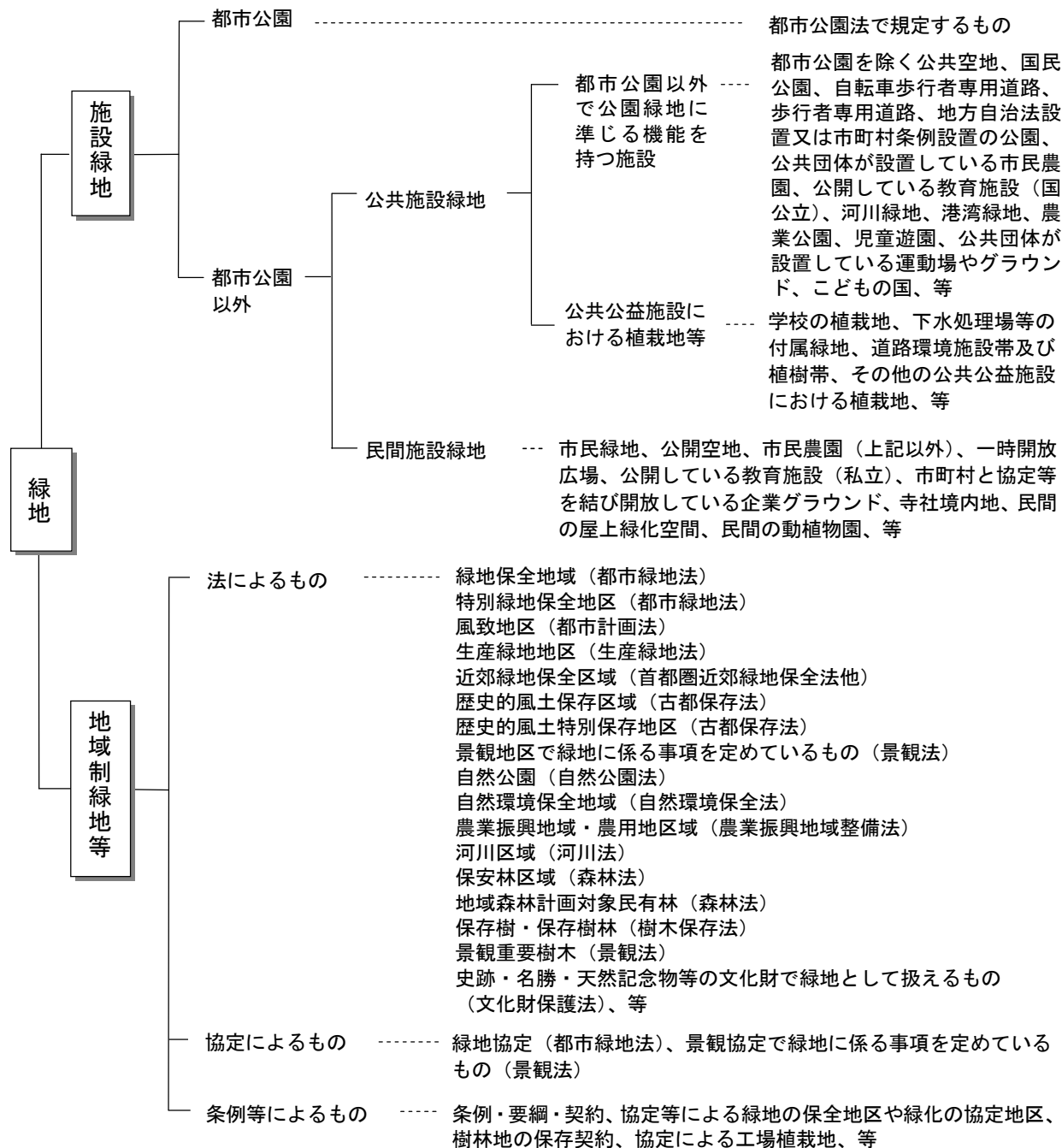
東海市緑の基本計画は、上位計画である「第6次東海市総合計画」に即し、「東海市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、愛知県広域緑地計画*や第2次東海市環境基本計画などの関連計画との連携が図られた計画とします。

本計画は、これらを踏まえ、東海市の実情を十分に勘案し、市民や事業者等の協力を得ながら緑地の保全及び緑化の推進に関する取り組みを総合的に展開するための「基本方針」として位置づけます。



1-3 計画の対象とする緑地

緑の基本計画で対象とする「緑地」は、都市公園を始めとした「施設緑地」と、法や条例などによって保全が図られている「地域制緑地等」に大きく区分されます。



※施設緑地は、都市公園や公共・民間の施設として利用できる緑地です。
 地域制緑地等は、法律や協定、条例等により、一定の範囲(区域)を制度的に担保する緑地です。

資料：新編緑の基本計画ハンドブック

1-4 上位・関連計画

1. 愛知県広域緑地計画（平成23年11月策定）

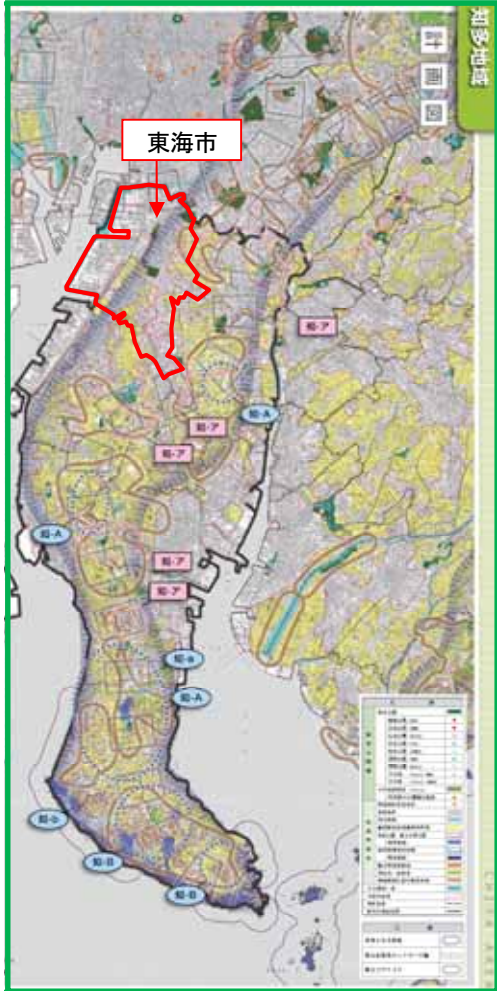
項目	内容
目標年次	平成32年（2020年）
計画の理念	～ 都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり ～
基本方針	<p>■計画の理念を踏まえ、「環境」「安全」「活力」「生活」の各分野において、広域的な緑のあり方を定め、具体的な施策の展開を図るとしてしています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>環境</p> <p>都市と自然が調和した環境先進県あいちを支える水と緑のネットワーク形成 広域的な緑のあり方 ○都市を取り巻く大規模な樹林地や都市を流れる大河川沿いの緑地の保全 ○生態系ネットワークを形成するコアエリア、コリドーの確保</p> <p>緑づくりの方針 ・広域的な緑地や河川空間などによる山から海までの水と緑のネットワークの形成 ・水と緑のネットワーク形成における生物多様性への配慮 ・ヒートアイランド現象を緩和するまちなかの緑の確保 ・万博理念を継承・発展する環境学習の推進 ・環境配慮の視点に立った緑化の推進と新技術の活用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>安全</p> <p>東海・東南海地震等の自然災害による被害を軽減する緑の確保 広域的な緑のあり方 ○東海・東南海地震や風水害等の被害を軽減する緑の確保</p> <p>緑づくりの方針 ・東海・東南海地震等の被害を軽減する緑の確保 ・風水害による被害を軽減する緑地の保全</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>活力</p> <p>愛・地球博記念公園などの緑の交流の場づくりやあいちの歴史・景観資源を活かした緑の確保 広域的な緑のあり方 ○広域的な交流拠点となる緑の確保 ○地域の歴史・景観資源となる特色ある緑の保全</p> <p>緑づくりの方針 ・交流の場となる場の確保 ・歴史・景観資源となる緑の整備・保全 ・多様な主体で支えあう魅力ある緑づくり</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生活</p> <p>少子高齢社会に対応し健康長寿あいちを目指す公園づくり 広域的な緑のあり方 ○多様な主体の身近な緑の充実による、河川を軸とした市街地内の水と緑のネットワークの形成 ○緑道、広域公園、都市基幹公園等の整備による健康づくりの場となる緑の確保</p> <p>緑づくりの方針 ・歩いて行ける身近な公園の確保 ・健康づくりのできる公園等の創出 ・人にやさしい公園施設の整備 ・公園に対する新しいニーズへの対応 ・公園・緑地の質の向上</p> </div>

項目	内容																																																									
<p>地域別 緑地計画図 (知多地域)</p>	<p style="text-align: center;">緑の保全・創出を図る地域</p> <p>■緑の保全を図る重点地域・推進地域</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">重点地域</td> <td> <p>知-A</p> <p>常滑市、東浦町、美浜町及び武豊町の丘陵地の樹林地は、地域に多く分布するため池とともに、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つほか、地域固有の美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討する必要があります。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>知-B</p> <p>美浜町や南知多町の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つとともに、自然海岸に面して美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討する必要があります。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">推進地域</td> <td> <p>知-a</p> <p>武豊町や美浜町の丘陵地の樹林地は、地域に多く分布するため池とともに、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つほか、地域固有の美しい景観を形成しているため、保全の推進方策を検討する必要があります。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>知-b</p> <p>美浜町や南知多町の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つとともに、自然海岸に面して美しい景観を形成しているため、保全の推進方策を検討する必要があります。</p> </td> </tr> </table>	重点地域	<p>知-A</p> <p>常滑市、東浦町、美浜町及び武豊町の丘陵地の樹林地は、地域に多く分布するため池とともに、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つほか、地域固有の美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討する必要があります。</p>		<p>知-B</p> <p>美浜町や南知多町の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つとともに、自然海岸に面して美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討する必要があります。</p>	推進地域	<p>知-a</p> <p>武豊町や美浜町の丘陵地の樹林地は、地域に多く分布するため池とともに、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つほか、地域固有の美しい景観を形成しているため、保全の推進方策を検討する必要があります。</p>		<p>知-b</p> <p>美浜町や南知多町の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つとともに、自然海岸に面して美しい景観を形成しているため、保全の推進方策を検討する必要があります。</p>																																																	
	重点地域	<p>知-A</p> <p>常滑市、東浦町、美浜町及び武豊町の丘陵地の樹林地は、地域に多く分布するため池とともに、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つほか、地域固有の美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討する必要があります。</p>																																																								
		<p>知-B</p> <p>美浜町や南知多町の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つとともに、自然海岸に面して美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討する必要があります。</p>																																																								
推進地域	<p>知-a</p> <p>武豊町や美浜町の丘陵地の樹林地は、地域に多く分布するため池とともに、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つほか、地域固有の美しい景観を形成しているため、保全の推進方策を検討する必要があります。</p>																																																									
	<p>知-b</p> <p>美浜町や南知多町の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つとともに、自然海岸に面して美しい景観を形成しているため、保全の推進方策を検討する必要があります。</p>																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">都市公園等</td> <td>都市公園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国営公園 (開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域公園 (開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域公園 (未開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合公園 (開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合公園 (未開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動公園 (開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動公園 (未開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 (10ha以上 開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 (10ha以上 未開設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">地域制緑地</td> <td>公共施設緑地 (10ha以上)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県営都市公園類似施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別緑地保全地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風致地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興地域農用地区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国定公園・県立自然公園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊田市指定緑地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国有林、保安林</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域森林計画対象民有林</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な湖沼・池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画区域界</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	凡 例		都市公園等	都市公園		国営公園 (開設)		広域公園 (開設)		広域公園 (未開設)		総合公園 (開設)		総合公園 (未開設)		運動公園 (開設)		運動公園 (未開設)		その他 (10ha以上 開設)		その他 (10ha以上 未開設)		地域制緑地	公共施設緑地 (10ha以上)		県営都市公園類似施設		特別緑地保全地区		風致地区		河川区域		農業振興地域農用地区域		国定公園・県立自然公園		特別地域		自然環境保全地域		特別地区		豊田市指定緑地		国有林、保安林		地域森林計画対象民有林		主な湖沼・池		市街化区域		市町村界		都市計画区域界	
凡 例																																																										
都市公園等	都市公園																																																									
	国営公園 (開設)																																																									
	広域公園 (開設)																																																									
	広域公園 (未開設)																																																									
	総合公園 (開設)																																																									
	総合公園 (未開設)																																																									
	運動公園 (開設)																																																									
	運動公園 (未開設)																																																									
	その他 (10ha以上 開設)																																																									
	その他 (10ha以上 未開設)																																																									
地域制緑地	公共施設緑地 (10ha以上)																																																									
	県営都市公園類似施設																																																									
	特別緑地保全地区																																																									
	風致地区																																																									
	河川区域																																																									
	農業振興地域農用地区域																																																									
	国定公園・県立自然公園																																																									
	特別地域																																																									
	自然環境保全地域																																																									
	特別地区																																																									
豊田市指定緑地																																																										
国有林、保安林																																																										
地域森林計画対象民有林																																																										
主な湖沼・池																																																										
市街化区域																																																										
市町村界																																																										
都市計画区域界																																																										
<p>■緑の創出等を図る市街地</p> <p>知-A</p> <p>半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町及び武豊町の半島内陸部の市街地では、知多半島を縦断する広域的な緑のつながりを確保するとともに、生態系ネットワークを強化することが必要です。このため、河川を軸として、公園・緑地を確保するとともに、民有地における緑化の助成制度などの活用により、市街地に緑を増やすことが必要です。</p>																																																										

■緑の創出等を図る市街地

知-A

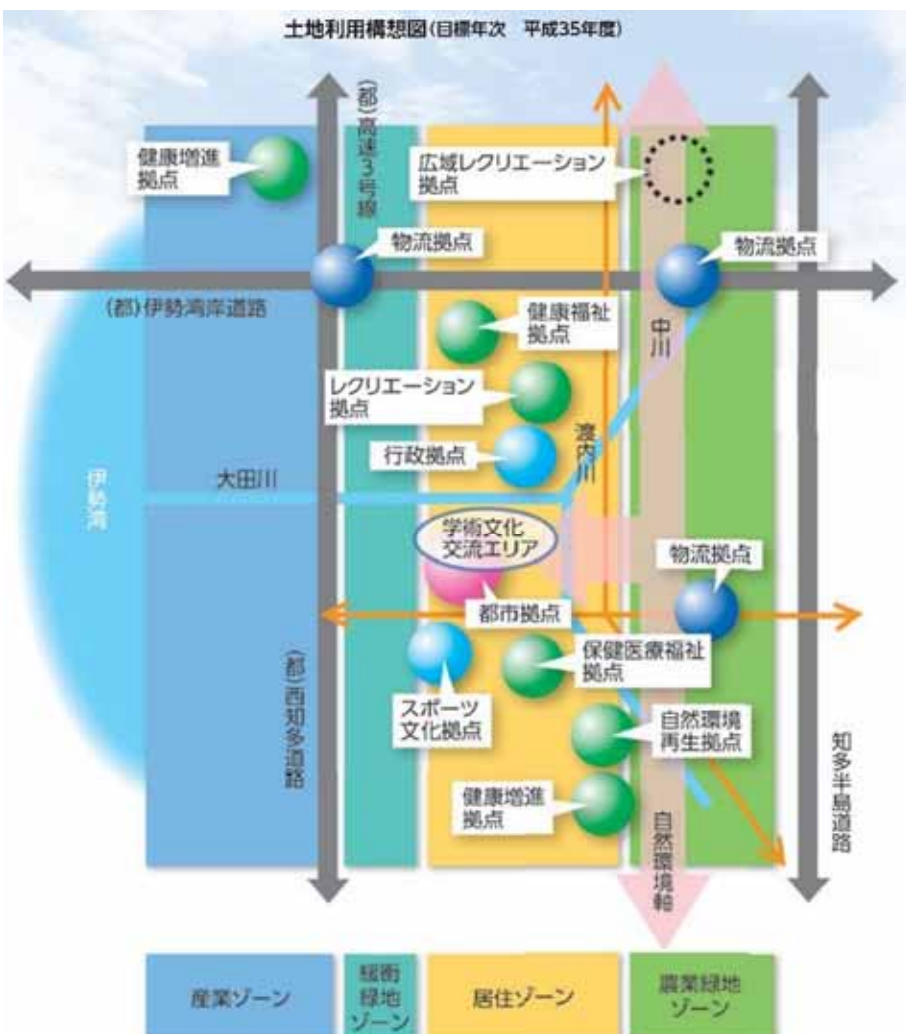
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町及び武豊町の半島内陸部の市街地では、知多半島を縦断する広域的な緑のつながりを確保するとともに、生態系ネットワークを強化することが必要です。このため、河川を軸として、公園・緑地を確保するとともに、民有地における緑化の助成制度などの活用により、市街地に緑を増やすことが必要です。






凡 例	
骨格となる緑地	
県土生態系ネットワーク軸	
県土コアエリア	

資料：愛知県広域緑地計画

2. 第6次東海市総合計画（平成26年3月策定）

項目	内容
構想の期間	平成26年度（2014年度）～平成35年度（2023年度）
将来人口	115,000人（平成35年） ※111,256人（平成25年）
基本構想	<p>○将来都市像 ひと 夢 つなぐ 安心未来都市 【五つの理念】安心・快適・いきいき・ふれあい・活力</p>
土地利用構想図	<p>○土地利用については、現況の南北の帯状に形成されているゾーン（西から「産業ゾーン」～「緩衝緑地ゾーン」～「居住ゾーン」～「農業緑地ゾーン」）の考え方を基本的に踏襲する。</p> <p>○本市の立地特性から社会環境インパクトに関連した土地需要も見込まれるため、市街化調整区域を必要に応じて市街化区域へ編入するなど、柔軟な土地活用を図る。</p>  <p>資料：第6次東海市総合計画</p>

項目	内容		
土地利用の基本的な方向性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="445 297 592 450">住居系土地利用</td> <td data-bbox="592 297 1378 450"> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業（太田川駅周辺など）による宅地供給 ・鉄道駅周辺や地域の中心地を生活拠点地区として、コンパクトにまとめた一体的な市街地を形成 ・住環境の保全と都市景観に配慮したまちづくり </td> </tr> </table>	住居系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業（太田川駅周辺など）による宅地供給 ・鉄道駅周辺や地域の中心地を生活拠点地区として、コンパクトにまとめた一体的な市街地を形成 ・住環境の保全と都市景観に配慮したまちづくり
	住居系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業（太田川駅周辺など）による宅地供給 ・鉄道駅周辺や地域の中心地を生活拠点地区として、コンパクトにまとめた一体的な市街地を形成 ・住環境の保全と都市景観に配慮したまちづくり 	
	農業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や緑のネットワーク、緑地空間など多面的な機能を持つ市街化調整区域内の優良農地を適正に保全 ・市域東部や南部の山林の開発を抑制 	
	商業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・太田川駅周辺において質の高い都市基盤整備を推進 ・主要駅周辺に各地域の特性や既存ストックを活用した商業地を形成 ・幹線道路沿道に魅力とにぎわいのある商業地を形成 	
工業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路インターチェンジ周辺や幹線道路沿道などにおける、企業誘致や産業・物流機能の強化に向けた産業用地の供給 ・既存の工場集積地区では低・未利用地の有効活用や産業用地の一層の供給を図りながら、計画的に工業系機能・流通業務系機能を中心とした土地利用を推進 		

公園緑地に関する基本方針	<p>■めざすまちの姿：まちに花や緑が豊かである</p> <p>■施策：花と緑の豊かなまちなみをつくる</p> <p>■単位施策</p> <p>○暮らしのなかを花いっぱいにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花のまちづくり運動や啓発事業等を通して、花が豊かなまちづくりを推進 <p>【主な事業】花壇コンクール開催事業</p> <p>○豊かな緑につつまれたまちにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の骨格軸となる公園や緑地の整備、保全地区の指定等により良好な自然環境を保全 ・公共施設の緑化の他、生垣などの民有地の緑化を推進 ・森づくり事業の展開による新たな緑の創出 <p>【主な事業】松くい虫防除事業、保全地区等交付金交付事業、建築物等緑化補助事業</p> <p>○魅力ある公園・街路樹をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花や緑に親しみ、心豊かな憩いの時間が過ごせる公園の整備 ・季節の催しやイベント開催により公園の魅力を向上 <p>【主な事業】緑陽公園・廻間公園整備事業、公園維持管理事業、緑地・街路樹維持管理事業、公園長寿命化事業</p>
	<p style="text-align: center;">花や緑が豊かな本市のまちの風景</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>大池公園の桜</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上野台公園のカキツバタ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>加木屋緑地の新緑</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>聚楽園公園の紅葉</p> </div> </div> <p>資料：第6次東海市総合計画</p>

3. 東海市都市計画マスタープラン(平成23年3月策定、平成26年3月一部改訂)

項目	内容
目標年次	平成35年度(2023年度)
都市づくりの理念	ひと 夢 つなぐ 安心未来都市づくり
都市づくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全で、心地よく暮らせる都市づくり ○自家用車に過度に頼らないで暮らせる都市づくり ○市民の健康で元気な暮らしを支える都市づくり ○人と人、人とまちの交流を深める文化の香る都市づくり ○活力を生み、持続的な発展を支える都市づくり
将来人口	115,000人(平成35年) ※107,690人(平成22年)
将来都市構造図	 <p>資料：東海市都市計画マスタープラン</p>

項目	内容												
土地利用の構成 (ゾーニング)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 365 592 434">産業ゾーン</td> <td data-bbox="592 365 1394 434">・臨海部や西知多道路沿道などの工場集積地区は、現在の土地利用や機能を維持</td> </tr> </table>	産業ゾーン	・臨海部や西知多道路沿道などの工場集積地区は、現在の土地利用や機能を維持										
	産業ゾーン	・臨海部や西知多道路沿道などの工場集積地区は、現在の土地利用や機能を維持											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 456 592 526">緩衝緑地ゾーン</td> <td data-bbox="592 456 1394 526">・保全及び整備により現在の土地利用を維持 ・西知多道路沿道の農業緑地で市街地の形成を図る場合は、内陸部の快適な居住環境を支える緩衝緑地を確保</td> </tr> </table>	緩衝緑地ゾーン	・保全及び整備により現在の土地利用を維持 ・西知多道路沿道の農業緑地で市街地の形成を図る場合は、内陸部の快適な居住環境を支える緩衝緑地を確保										
	緩衝緑地ゾーン	・保全及び整備により現在の土地利用を維持 ・西知多道路沿道の農業緑地で市街地の形成を図る場合は、内陸部の快適な居住環境を支える緩衝緑地を確保											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 548 592 685">新市街地候補ゾーン</td> <td data-bbox="592 548 1394 685">・新市街地候補ゾーンとして位置付けた、鉄道駅周辺や保健医療福祉拠点周辺、西知多道路沿道の農業緑地等における計画的な市街地の形成（今後、土地利用の熟度が高まった場合に限る） ・西知多道路沿道の農業緑地で市街地の形成を図る場合は、内陸部の快適な居住環境を支える緑地（環境保全林）を確保</td> </tr> </table>	新市街地候補ゾーン	・新市街地候補ゾーンとして位置付けた、鉄道駅周辺や保健医療福祉拠点周辺、西知多道路沿道の農業緑地等における計画的な市街地の形成（今後、土地利用の熟度が高まった場合に限る） ・西知多道路沿道の農業緑地で市街地の形成を図る場合は、内陸部の快適な居住環境を支える緑地（環境保全林）を確保										
新市街地候補ゾーン	・新市街地候補ゾーンとして位置付けた、鉄道駅周辺や保健医療福祉拠点周辺、西知多道路沿道の農業緑地等における計画的な市街地の形成（今後、土地利用の熟度が高まった場合に限る） ・西知多道路沿道の農業緑地で市街地の形成を図る場合は、内陸部の快適な居住環境を支える緑地（環境保全林）を確保												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 707 592 875">居住ゾーン</td> <td data-bbox="592 707 1394 875">・太田川駅周辺の都市拠点や、名和駅、尾張横須賀駅、南加木屋駅周辺の地区拠点を中心に多様な都市機能の集積を展開 ・西知多総合病院周辺の保健医療福祉拠点への生活利便施設の立地誘導と公共交通等の機能強化 ・都市拠点及び地区拠点以外の鉄道駅周辺や、地域の中心地への生活利便施設の立地誘導と拠点地区の形成</td> </tr> </table>	居住ゾーン	・太田川駅周辺の都市拠点や、名和駅、尾張横須賀駅、南加木屋駅周辺の地区拠点を中心に多様な都市機能の集積を展開 ・西知多総合病院周辺の保健医療福祉拠点への生活利便施設の立地誘導と公共交通等の機能強化 ・都市拠点及び地区拠点以外の鉄道駅周辺や、地域の中心地への生活利便施設の立地誘導と拠点地区の形成											
居住ゾーン	・太田川駅周辺の都市拠点や、名和駅、尾張横須賀駅、南加木屋駅周辺の地区拠点を中心に多様な都市機能の集積を展開 ・西知多総合病院周辺の保健医療福祉拠点への生活利便施設の立地誘導と公共交通等の機能強化 ・都市拠点及び地区拠点以外の鉄道駅周辺や、地域の中心地への生活利便施設の立地誘導と拠点地区の形成												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 887 592 981">農業緑地ゾーン</td> <td data-bbox="592 887 1394 981">・市域東部の丘陵地の山林や農地を保全・活用することによる広域的な自然環境ネットワークの形成</td> </tr> </table>	農業緑地ゾーン	・市域東部の丘陵地の山林や農地を保全・活用することによる広域的な自然環境ネットワークの形成											
農業緑地ゾーン	・市域東部の丘陵地の山林や農地を保全・活用することによる広域的な自然環境ネットワークの形成												
交通体系の骨格	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1003 592 1099">公共交通</td> <td data-bbox="592 1003 1394 1099">・主要な鉄道駅の駅前広場の整備や公共交通結節機能の強化・充実 ・各拠点間をネットワークする公共交通網の強化 ・保健医療福祉拠点周辺の新市街地形成に合わせた新駅の設置</td> </tr> </table>	公共交通	・主要な鉄道駅の駅前広場の整備や公共交通結節機能の強化・充実 ・各拠点間をネットワークする公共交通網の強化 ・保健医療福祉拠点周辺の新市街地形成に合わせた新駅の設置										
	公共交通	・主要な鉄道駅の駅前広場の整備や公共交通結節機能の強化・充実 ・各拠点間をネットワークする公共交通網の強化 ・保健医療福祉拠点周辺の新市街地形成に合わせた新駅の設置											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1111 592 1155">広域交通軸</td> <td data-bbox="592 1111 1394 1155">・西知多道路の整備等による広域的な交通需要への対応</td> </tr> </table>	広域交通軸	・西知多道路の整備等による広域的な交通需要への対応										
	広域交通軸	・西知多道路の整備等による広域的な交通需要への対応											
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1167 592 1227">幹線交通軸</td> <td data-bbox="592 1167 1394 1227">・名古屋半田線や瀬戸大府東海線、東海知多線、養父森岡線、太田川駅前線等による幹線交通軸の形成</td> </tr> </table>	幹線交通軸	・名古屋半田線や瀬戸大府東海線、東海知多線、養父森岡線、太田川駅前線等による幹線交通軸の形成											
幹線交通軸	・名古屋半田線や瀬戸大府東海線、東海知多線、養父森岡線、太田川駅前線等による幹線交通軸の形成												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1238 592 1339">エコプロムード（花・水・緑の基幹軸）</td> <td data-bbox="592 1238 1394 1339">・大田川、渡内川、中川を活用し、市域を南北に縦断する歩行者・自転車軸の機能を有するエコプロムナードの形成</td> </tr> </table>	エコプロムード（花・水・緑の基幹軸）	・大田川、渡内川、中川を活用し、市域を南北に縦断する歩行者・自転車軸の機能を有するエコプロムナードの形成											
エコプロムード（花・水・緑の基幹軸）	・大田川、渡内川、中川を活用し、市域を南北に縦断する歩行者・自転車軸の機能を有するエコプロムナードの形成												
公園・緑地の整備方針 【一部抜粋】	<p>■確保目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値 (平成17年度)</th> <th>目標年次 (平成28年度)</th> <th>将来目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たりの都市公園面積</td> <td>9.3 m²/人</td> <td>11.4 m²/人</td> <td>17.7 m²/人</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの都市公園等面積</td> <td>24.9 m²/人</td> <td>26.2 m²/人</td> <td>31.1 m²/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■都市公園等の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣・街区公園をはじめ、都市計画決定された未整備公園等の整備 ・老朽化した既存公園のリニューアル ・誰もが気軽にスポーツを楽しめる、ウォーキングや健康づくりにも主眼をおいた整備 ・緑陽公園は、貴重な里山機能を保全することによって豊かな自然を体感でき、自然とふれあえるようなレクリエーション活動や憩いの場として整備 <p>■民有緑地の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画や緑化協定による宅地の緑化推進 ・市民参加による緑のまちづくりを推進 ・東海市緑化および花いっぱい推進条例や工場等緑化協定による緑化推進 <p>■緑のネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田川・渡内川・中川を軸としたエコプロムナードや幹線道路等を活用した緑のネットワークの形成 		基準値 (平成17年度)	目標年次 (平成28年度)	将来目標	1人当たりの都市公園面積	9.3 m ² /人	11.4 m ² /人	17.7 m ² /人	1人当たりの都市公園等面積	24.9 m ² /人	26.2 m ² /人	31.1 m ² /人
		基準値 (平成17年度)	目標年次 (平成28年度)	将来目標									
1人当たりの都市公園面積	9.3 m ² /人	11.4 m ² /人	17.7 m ² /人										
1人当たりの都市公園等面積	24.9 m ² /人	26.2 m ² /人	31.1 m ² /人										

1-5 東海市がめざす緑のまちづくりの方向性

本市の総合計画に位置付けられている将来都市像などから、東海市がめざす、緑に関するまちづくりの方向性を整理します。

① 集約型都市構造化と環境共生可能なまちづくり

将来にわたって持続可能な都市の実現に向けて、産業の活性化とともに、駅周辺市街地への都市機能の集約、人口定住策の展開などによる集約型都市構造化を推進します。また、都市の緑を出来るだけ保全・創出することによって美しい景観を守り育てるとともに、人と環境にやさしく環境共生が可能なまちづくりを進めます。

② 自然災害への対応と安心・安全なまちづくり

災害発生時の避難地、避難経路としての機能、災害活動拠点としての機能など、公園などのオープンスペースが持つ防災機能を活用し、ハード・ソフト両面から自然災害に強いまちづくりを進めます。また、防犯対策や施設の適正な維持管理などによって日常生活に伴うリスクを最小限にとどめ、安心・安全なまちづくりを実現します。

③ 健康で生きがいのある健康長寿のまちづくり

誰もが気軽に緑あふれる中での散策やスポーツなどを楽しみ、リフレッシュができるよう、健康づくりに取り組みやすい環境を整備することで、生活の豊かさが感じられる魅力的なまちづくりを進めます。

④ 市民との協働・共創によるまちづくり

21世紀の森づくり事業^{*}や、公共施設の花壇や公園などの里親となるアダプトプログラム^{*}、まちなかの身近な花や緑の創出や民有地の緑化などを行い、市民、地域・団体、行政など全てのまちづくりの主体が参画した、協働と共創によるまちづくりを進めます。

⑤ 効率的で効果的な行政経営の確立

今後、限られた財源の中で公園・緑地の整備や安定した行政経営を行っていくためには、事業の有効性や必要性などを評価・検証しながら、より効率的で効果的な事務事業の実施を進めます。

第2章 緑の現況

2-1 東海市の概況

1. 市の位置

本市は、愛知県西部のほぼ中央、知多半島の西北端で名古屋市を中心地区まで約15kmに位置し、市域面積は43.43km²、東西8.06km、南北10.97kmで、西は伊勢湾に面し、北は名古屋市、東は大府市、東浦町、南は知多市に隣接しています。市域は、南北を通過する（都）西知多道路によって内陸部と臨海部に区分され、臨海部は愛知県の主要な工業地域である名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しています。

■ 東海市の位置図



2. 自然的条件

① 気象

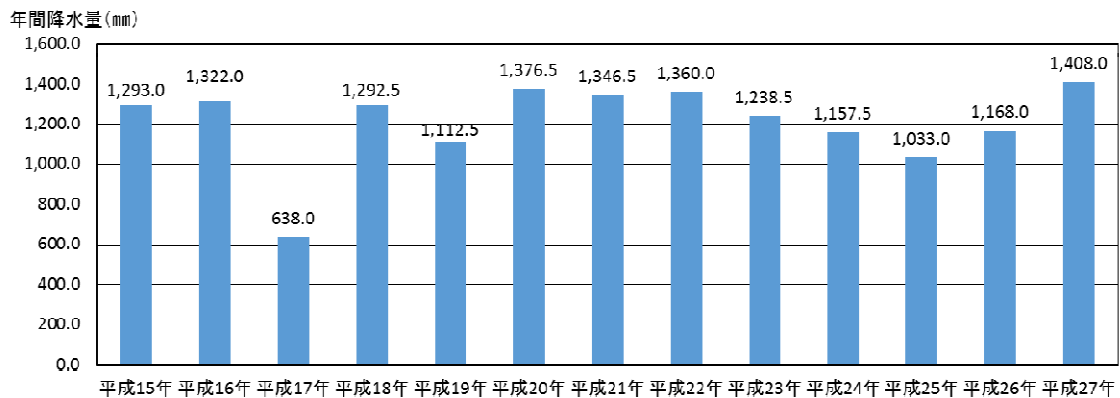
県の南部に位置している本市は、夏は高温多湿で、冬は伊吹おろしの強い季節風が吹き、空気は乾燥し、梅雨、秋雨の時期は降雨量も多く、四季のはっきりした気象条件です。

年平均気温は17℃前後と比較的温暖で、降水量は平成17年が600mm程度と少ない以外は1,100～1,300mm前後で推移しています。

■ 平均気温の推移



■ 降水量の推移



資料：平成20年度・27年度東海市の統計

② 地形

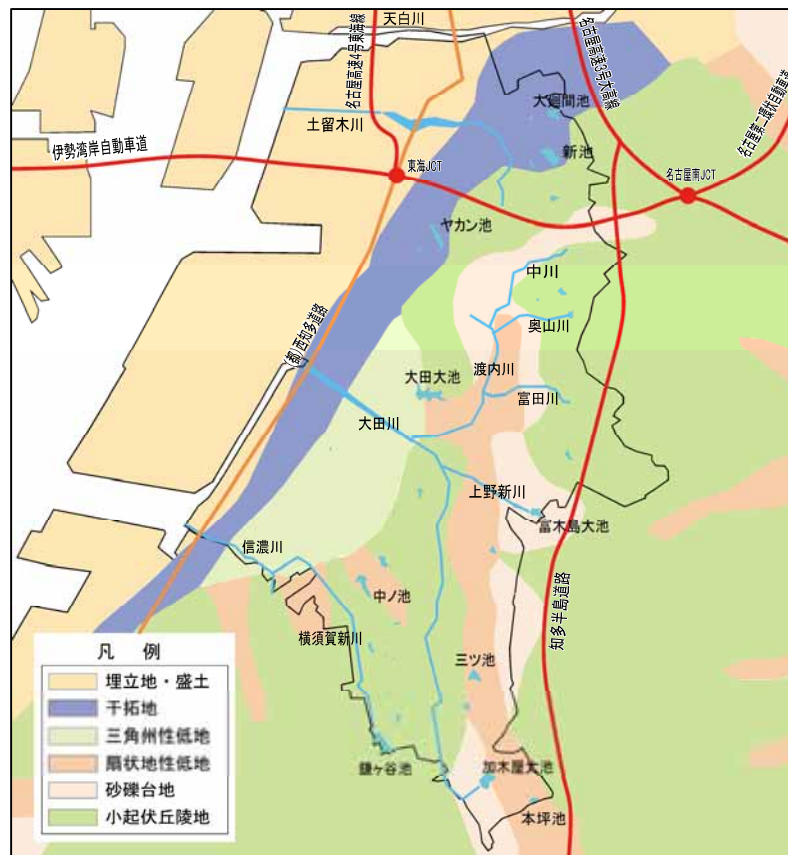
本市は、市域の南北を通過する(都)西知多道路によって臨海部と内陸部に区分され、臨海部は埋立地・盛土の低地、内陸部は(都)西知多道路沿いに干拓地、河川沿いに三角洲性低地*や扇状地性低地*が形成され、この低地を囲むように小起伏のある丘陵地が広がっています。

中央部に位置する臨海工業地帯と旧来からの住宅地との間の台地段丘*は、緩衝緑地帯の役割を果たして南北に伸び、海沿いは伊勢湾台風の復興事業と並行した埋立てにより名古屋南部臨海工業地帯が形成されています。

本市の河川は、大田川をはじめ6つの二級河川*があり、名古屋市との境を流れる天白川、市中心で合流する渡内川・中川・大田川、知多市との境を流れる横須賀新川と信濃川が伊勢湾に流れ込んでいます。

知多半島には水源となる大きな河川がなく、雨水を農業用水として利用するために多くのため池が作られました。本市においても現在、41ヶ所のため池が残っています。

■土地条件図



資料：国土交通省

③ 植生

本市にみられる主な森林は、コナラ林、アカマツ林など、伐採跡地などに二次的に成立する森林や、スギやヒノキなどの植林、竹林などであり、人の手の加わっていない自然に近い森林はみられません。この地域の潜在自然植生*はシイやアラカシを主体とする常緑広葉樹と考えられ、河川沿いや湿地にはエノキ、ハンノキといった落葉広葉樹を交えた森林が成立していたと考えられます。希少種*としては、緑陽公園の大廻間池周辺で、イチヨウウキゴケ(コケ植物苔類)、コギシギシ(種子植物)、カワヂシャ(種子植物)が確認されています。また、特定外来生物*として、アレチウリ、オオキンケイギクなども確認されています。本市で確認されている主な植物は以下のとおりです。

裸子植物*：アカマツ、クロマツ、イヌマキ、ヒノキ、スギ、オキアガリネズ

被子植物*：アラカシ、アベマキ、イタドリ、ウキクサ、エノキ、カクレミノ、クスノキ、クロガネモチ、コナラ、サネカズラ、シロダモ、シャガ、セリ、センリョウ、タブノキ、ツリガネニンジン、ドクダミ、ネジバナ、ハンノキ、ヒガンバナ、モチノキ、ヤブニッケイ、ヤマモモ、ロウバイ

④ 動物相

本市にみられる動物相は、広い行動圏が必要な種は少なく、樹林、草地、ため池など孤立した環境でも生息できる昆虫類やクモ類などが多くみられます。樹林地内に生息するヒメボタル、ため池のモツゴ、トウヨシノボリ(魚類)、水辺と樹林を行き来するニホンヒキガエルやモノサシトンボ、オニヤンマなどが確認されています。希少種としては、ケリ、サシバ、ヒクイナ(鳥類)、ニホンイシガメ(爬虫類)、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル(両生類)、ヒメタイコウチ(昆虫類)、ワスレナグモ(クモ類)などが確認されています。また、特定外来生物として、ウシガエル(両生類)、カダヤシ、ブルーギル(魚類)なども確認されています。本市で確認されている主な動物は以下のとおりです。

哺乳類：タヌキ、キツネ、モグラ、アブラコウモリ、アカネズミ

鳥類：キジ、マガモ、カルガモ、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、シジュウカラ

両生類：アマガエル、ヒキガエル

爬虫類：ニホンカナヘビ、ヤマカガシ、マムシ、クサガメ

昆虫類：ギンヤンマ、オニヤンマ、ヒメゲンゴロウ、クワガタムシ、ムラサキシジミ

魚類：ギンブナ、モツゴ、タモロコ、トウヨシノボリ

資料：「加木屋緑地自然環境調査」(2009~2011)、「緑陽公園・廻間公園自然環境調査」(2012~2013)、愛知県「レッドリストあいち 2015」

コラム 生物多様性とは

地球上には、未発見の種も含めると1,000万~3,000万の生物種が生息・生育していると考えられており、この数多くの生物が互いに関係を持ちながら、森林、草原、河川、湿地、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然が成り立っています。

このように様々な遺伝子を持った数多くの生物種が存在し、それらによって成り立つ生態系の豊かさやバランスが保たれていることを表す概念が「生物多様性」です。すべての生物の間に違いがあることを指し、生態系、種、遺伝子の3つのレベルでの多様性があるとされています。私たち人間の暮らしは、生物多様性がもたらす恵みによって支えられています。

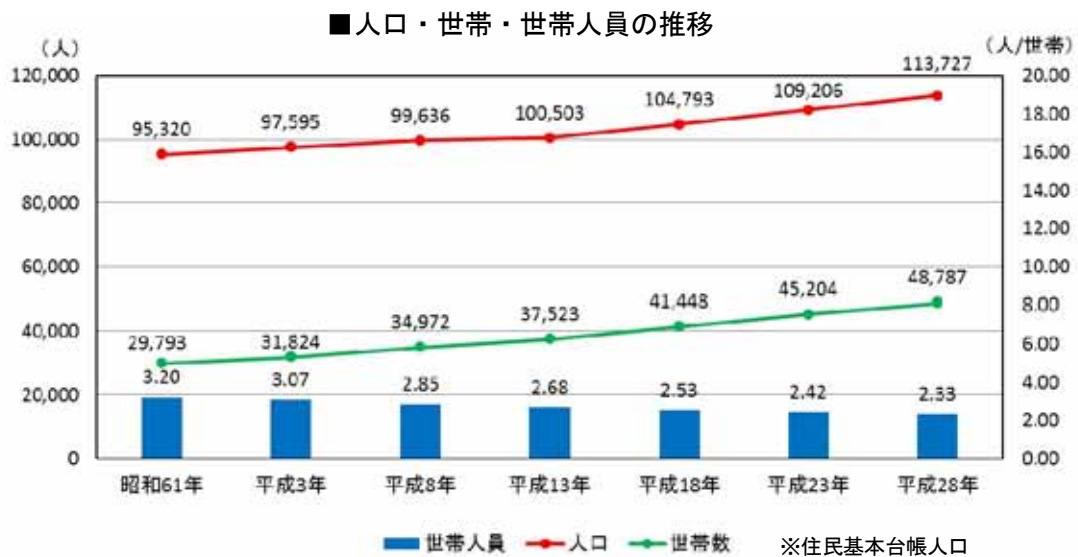
3. 社会的条件

① 人口

平成28年4月1日現在の総人口は113,727人、世帯数は48,787世帯、平均世帯人員は2.33人/世帯となっています。

人口推移をみると、平成13年以降の5年単位では約4%の増加を示していますが、世帯数の伸びは約8~11%の増加で人口を大きく上回っており、平均世帯人員は核家族化等により年々減少しています。

また、年齢3区分別の人口構成の推移によると、年少人口は平成13年までは減少、それ以降は緩やかに増加しており、老年人口は昭和61年以降の5年単位では約19~31%増加し、高齢化が進行している状況となっています。



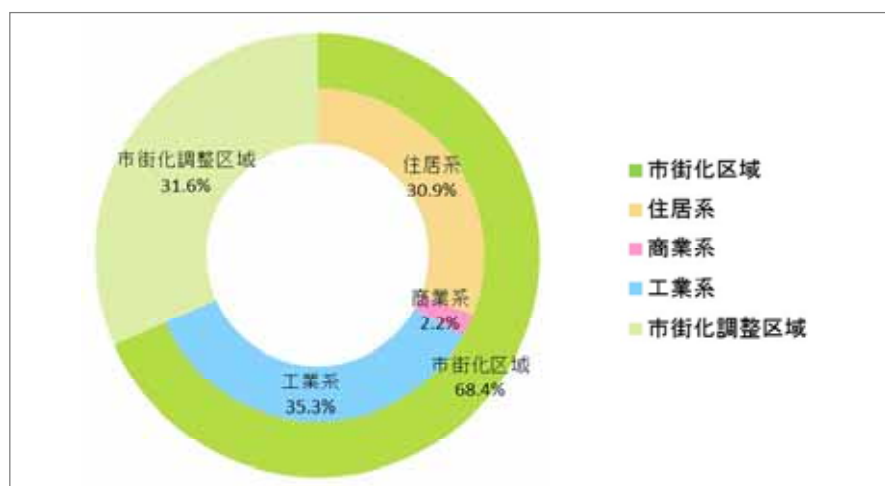
② 面積

本市は全域が都市計画区域*となっており、行政区域面積 4,343ha のうち市街化区域*の面積は 2,969ha(68.4%)、市街化調整区域*が 1,374ha(31.6%)で、市街化区域が約7割を占めています。

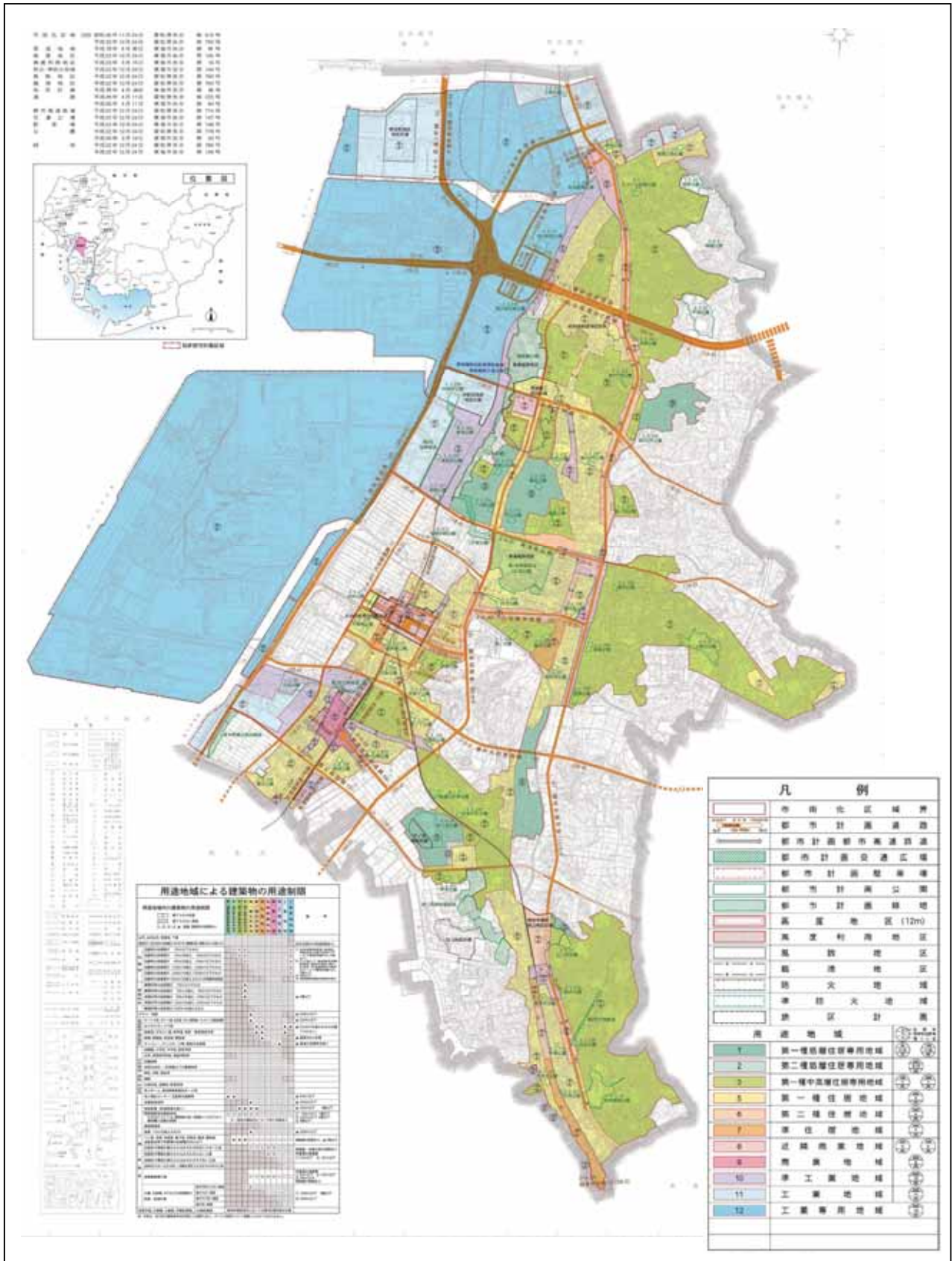
市街化区域内の用途地域*別の内訳は下表のとおりで、主に沿岸部に指定された工業系の用途地域が 1,531ha(35.3%)を占めており、また、鉄道駅周辺や幹線道路沿道に指定された商業系の用途地域は 97ha(2.2%)となっております。

■都市計画用途地域別面積（平成28年6月30日現在）

種別	面積 (ha)	比率 (%)
都市計画区域	4,343	100.0%
市街化区域	2,969	68.4%
住居系	1,341	30.9%
第1種低層住居専用地域	115	2.6%
第2種低層住居専用地域	2	0.05%
第1種中高層住居専用地域	651	15.0%
第1種住居地域	471	10.8%
第2種住居地域	78	1.8%
準住居地域	24	0.6%
商業系	97	2.2%
近隣商業地域	81	1.9%
商業地域	16	0.4%
工業系	1,531	35.3%
準工業地域	92	2.1%
工業地域	175	4.0%
工業専用地域	1,264	29.1%
市街化調整区域	1,374	31.6%



■都市計画図（平成28年6月30日現在）



③ 交通網

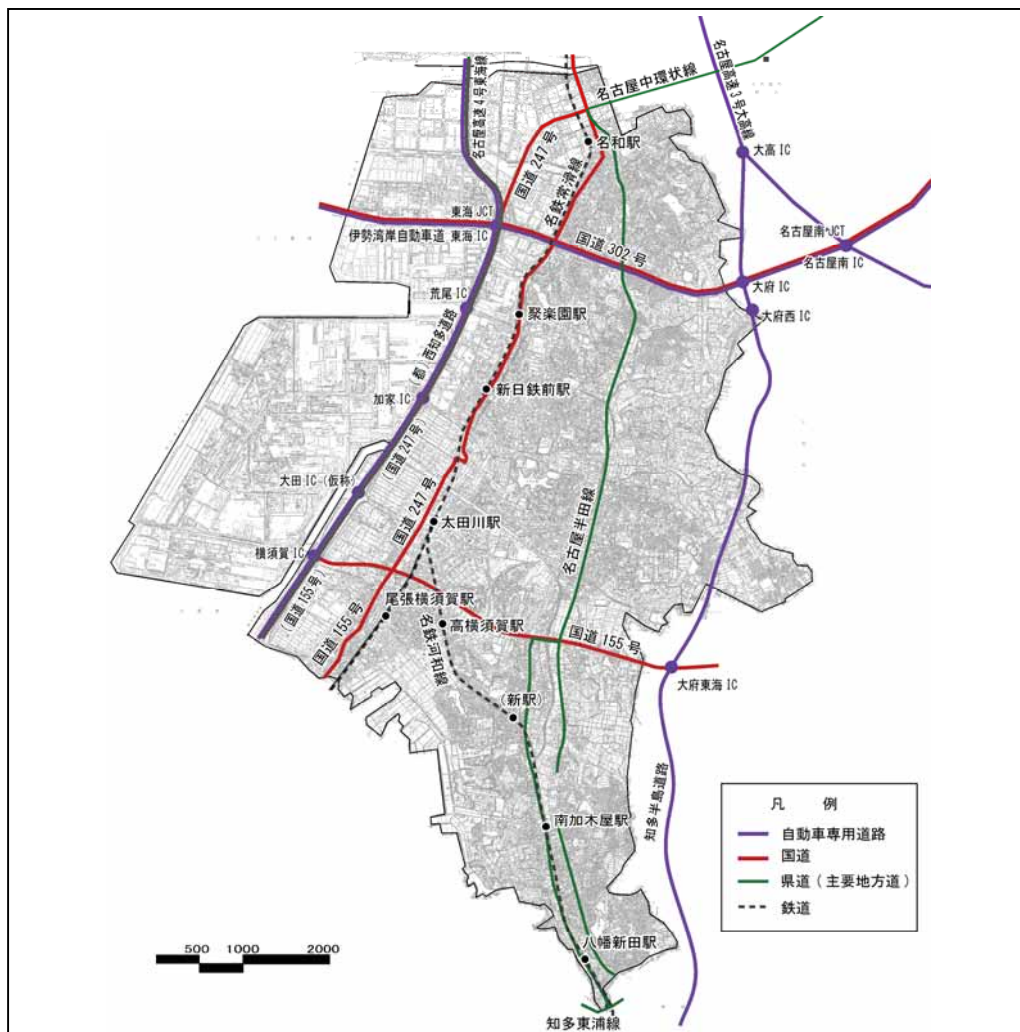
本市の交通網は、伊勢湾岸自動車道が東西を横断して東名阪自動車道や東海環状自動車道、そして新東名高速道路につながっている他、東海 JCT で名古屋高速 4 号東海線に直結し、名古屋都心部とのアクセスも充実しています。

国道は 155 号、247 号、302 号の 3 路線、県道のうち主要地方道*として名古屋半田線、名古屋中環状線、知多東浦線の 3 路線があります。

国道 247 号の新宝町交差点から国道 155 号の知多市新舞子までは自動車専用道路となっており、今後、東海 JCT と知多横断道路や中部国際空港連絡道路を結ぶ「(都) 西知多道路」の整備が予定されていることから、さらに広域的な交通ネットワークが強化されます。

鉄道は、名鉄常滑線、名鉄河和線が南北に通る、太田川駅をはじめ 8 つの駅があり、高横須賀駅から南加木屋駅の区間で新駅の整備が予定されています。また、バスは、太田川駅と大府駅や共和駅をつなぐ路線バス（知多バス）と地域交通を補助する東海市循環バス（らんらんバス）が運行されており、地域の重要な移動手段となっています。

■ 交通網図



2-2 緑の現況

1. 緑被地の現況

「緑被地」とは、植物などで被われた土地のことを指します。

本市の緑被地の現況は、市全体では約 1,229ha (28.3%) と約 3 割で、その内訳は、市域の約 7 割を占める市街化区域が約 387ha (13.0%)、市街化調整区域は約 842ha (61.3%) となっています。

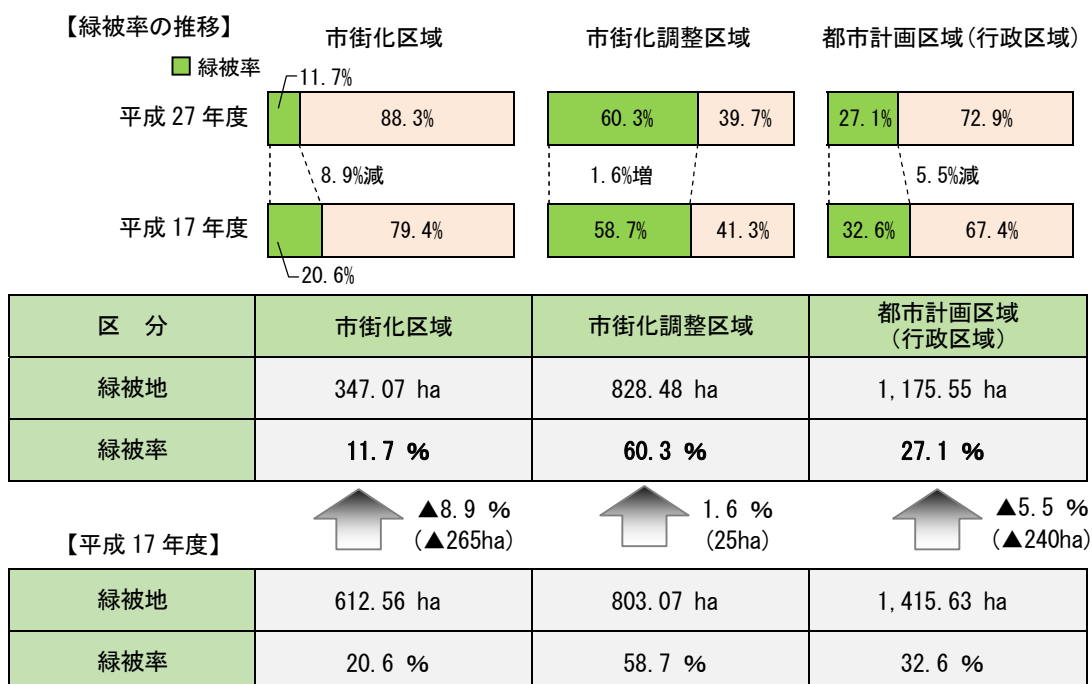
■緑被地の現況 (一団の面積が 500 m²未満の緑被地を含む)

区 分	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域 (行政区域)
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
樹林・竹林・草地・ 休耕地	274.77	227.54	502.31
河川・ため池	14.44	17.65	32.09
農地	97.99	596.97	694.96
緑被地計	387.20	842.16	1,229.36
区域面積	2,969.00 ha	1,374.00 ha	4,343.00 ha
緑被率*	13.0 %	61.3 %	28.3 %

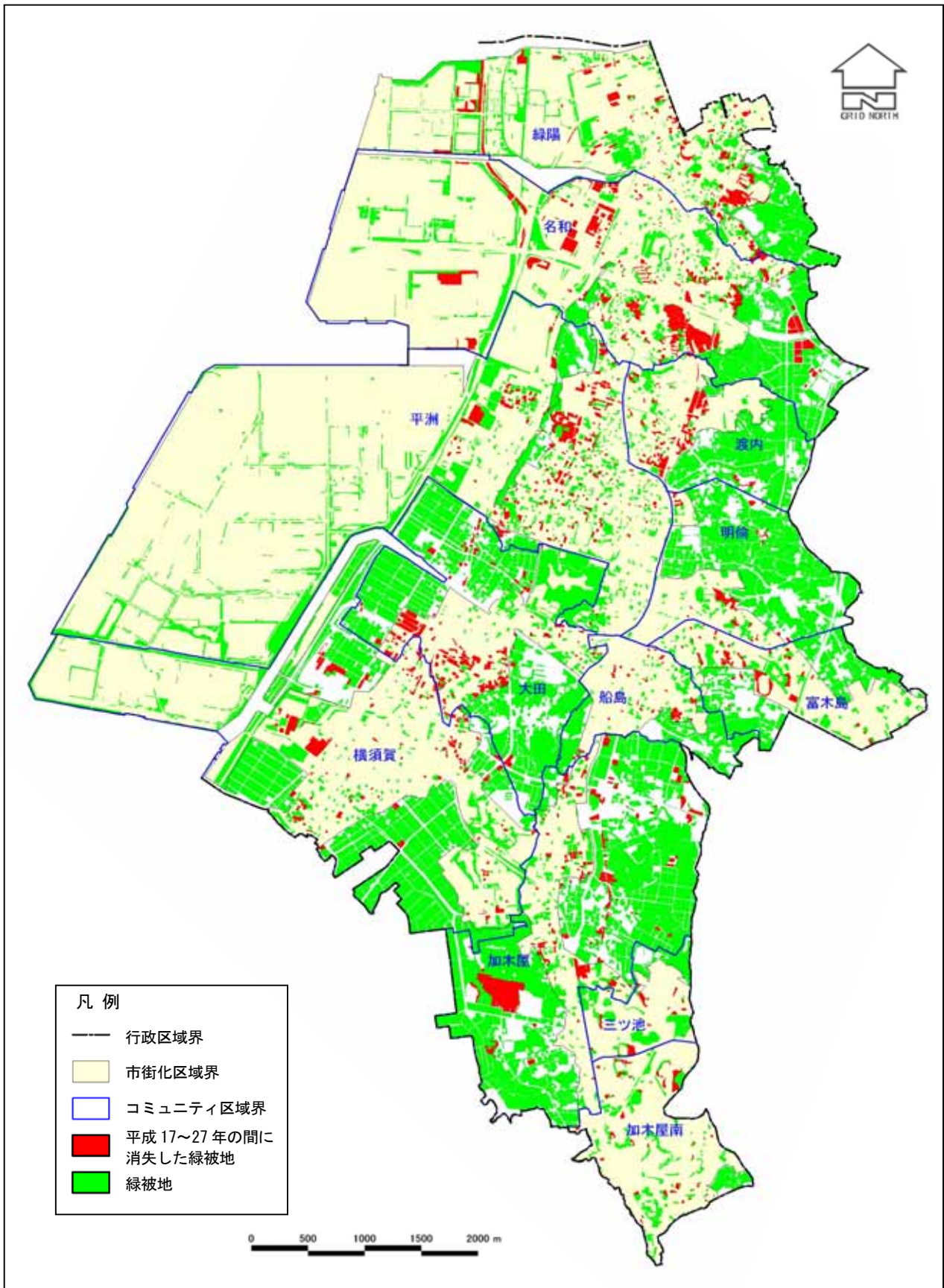
注) 農地は、水田、畑・温室、果樹園等です。

緑被地の推移について、10 年前に調査したデータと同じ条件 (一団の面積が 500 m²以上の緑被地のみ抽出) で比較すると、市域全体で 240ha (5.5%) の緑が減少しており、その内市街化区域では土地区画整理事業*や民間開発等に伴い約 265ha (8.9%) の緑が減少しています。

■緑被地変化の比較 (一団の面積が 500 m²以上の緑被地を抽出)



■緑被地の経年変化（平成17～27年）



2. 緑地の現況

(1) 施設緑地

① 都市公園

本市の平成27年度末における都市公園の整備状況は、下表のとおり69箇所(120.62ha)が整備され、市民1人当たりの面積が10.6㎡となっています。

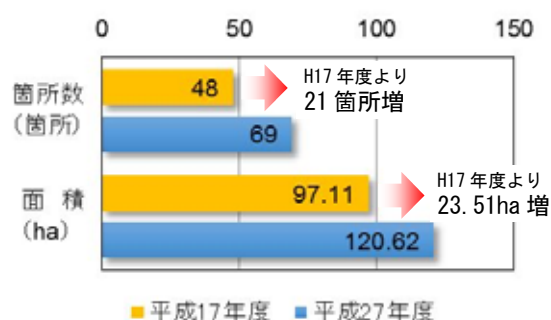
一方で、緑陽公園(総合公園^{*})をはじめ15公園が未整備又は一部未整備となっています。また、緑化率^{*}は、平均で約74%となっており、施設の種類上、都市緑地^{*}や緩衝緑地^{*}、特殊公園^{*}、緑道^{*}などが高くなっています。

これまで都市公園の整備に積極的に取り組んできた結果、10年前と比較すると21箇所(23.51ha)、人口が増加傾向にある中で市民1人当たりの面積が1.3㎡増加しており、都市公園法施行令で規定する都市公園の市民1人当たりの標準面積10㎡以上を達成している状況です。

また、配置については、図示のとおり一部を除いて市街化区域内のほとんどの地域を満たしており、さらに新宝緑地運動公園(8.87ha)と加木屋運動公園(2.94ha)、2箇所(3.47ha)の「スポーツ広場」、85箇所(5.84ha)の「ちびっこ広場^{*}」が都市公園の機能を補完しています。

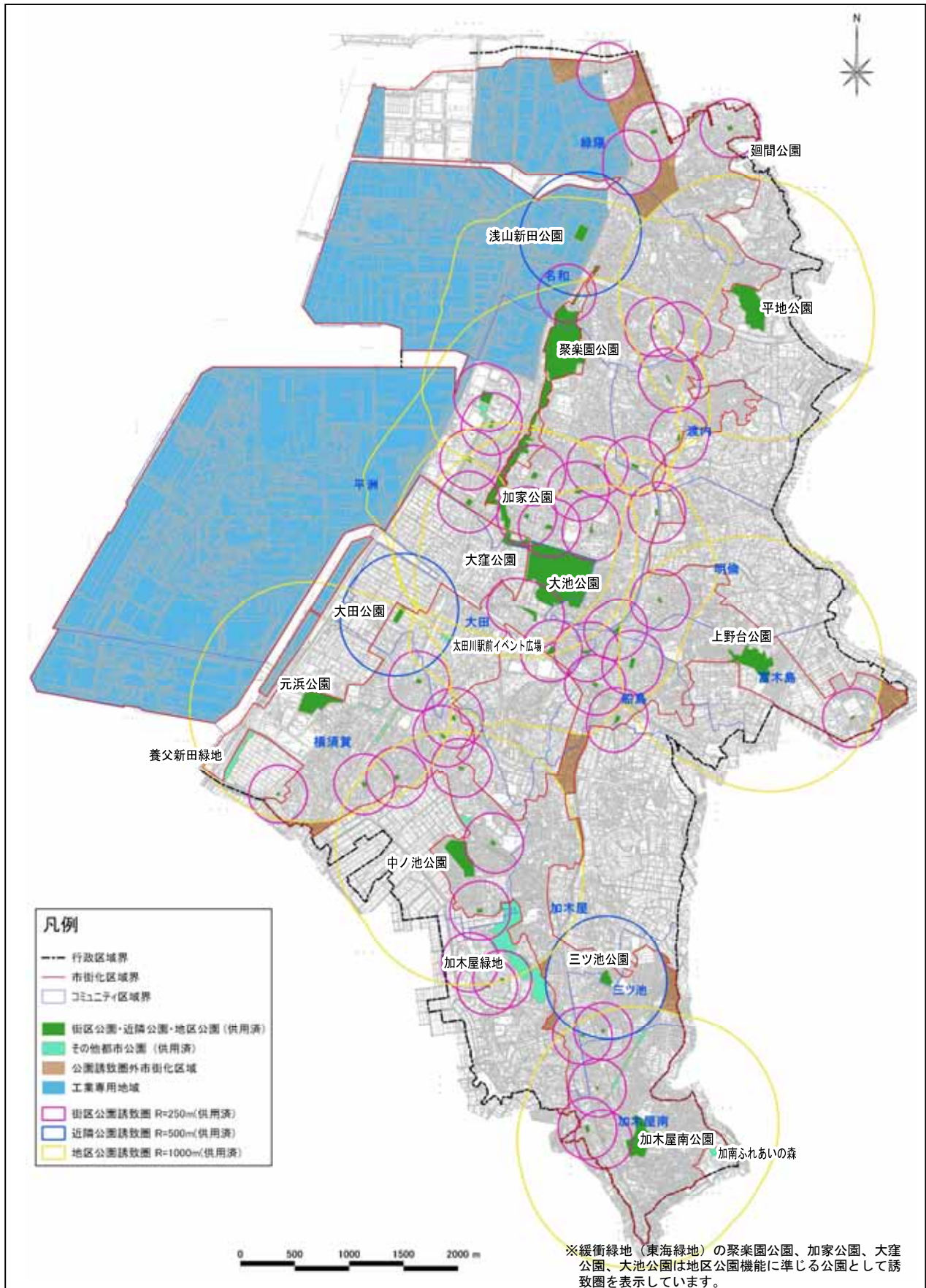
■都市公園の整備状況

種別	箇所数	面積(ha)	
街区公園 [*]	47	11.09	
近隣公園 [*]	3	3.00	
地区公園 [*]	5	30.30	
総合公園	0	0	
特殊公園	2	0.70	
都市緑地	2	13.96	
緩衝緑地	5	56.80	
緑道	4	3.99	
広場公園 [*]	1	0.78	
都市公園計	69	120.62	10.6㎡/人
(平成17年度)	48	97.11	9.3㎡/人



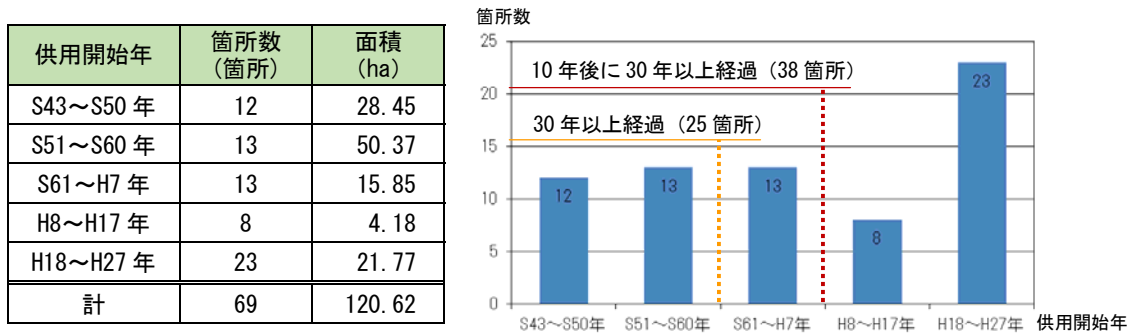
注) 人口は平成17年時点で104,793人、平成28年4月1日現在で113,727人

■都市公園の整備状況



また、供用中の公園の経過年数をみると都市公園 69 箇所のうち、設置から 30 年以上経過した公園が約 36%（25 箇所）を占めており、10 年後には約 55%（38 箇所）に達する見込です。

■都市公園の供用開始時期



注) 部分供用にて整備されている公園は、最初の供用開始年で集計

② 都市公園以外

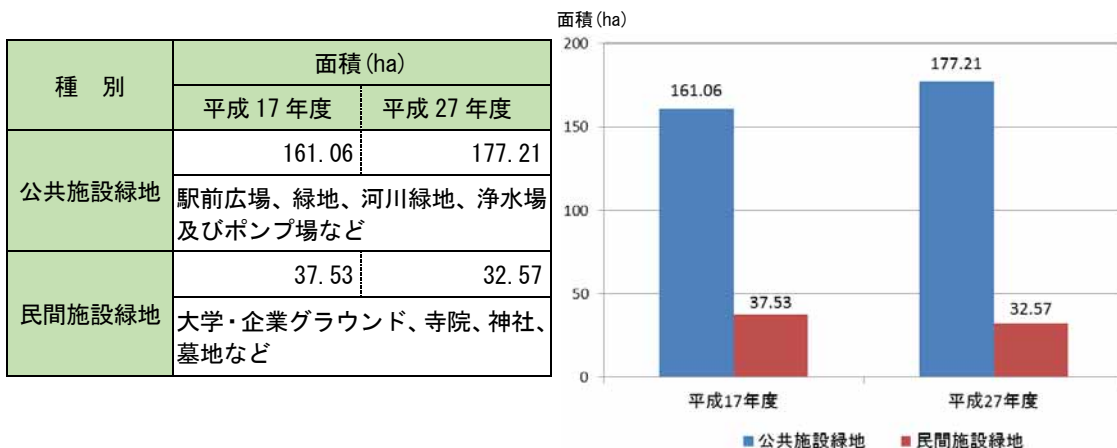
都市公園以外の施設緑地は、「公共施設緑地*」と「民間施設緑地*」に区分されます。

その内、駅前広場や緑地などの「公共施設緑地」の現況面積は 177.21ha で、10 年前と比較して 16.15ha(10.0%)増加しています。一方で、ある程度継続的な緑地としての使用が期待できる大学や企業のグラウンドや寺社などの「民間施設緑地」については 32.57ha で、10 年前と比較すると、4.96ha(13.2%)減少しています。

また、「公共施設緑地」に都市公園を含めると 10 年前より 39.66ha の増加、「民間施設緑地」が 4.96ha 減少で、施設緑地全体では 34.70ha(11.7%)の増加となっています。

なお、都市公園以外のそれぞれの緑化率は「公共施設緑地」が約 28.9%、「民間施設緑地」が約 25%で、「公共施設緑地」の方が若干高くなっています。

■公共施設緑地と民間施設緑地



(2) 地域制緑地等

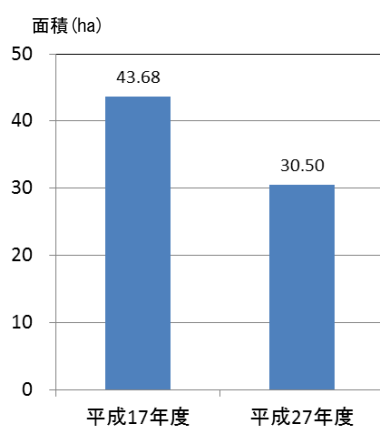
① 法による地域制緑地

法による地域制緑地の指定状況は約 651ha となっており、10 年前と比較して約 37ha(5.4%)減少しています。種別の内訳は下表のとおりで、市街化区域内に指定する生産緑地地区*が約 13ha(30.2%)と比較的大きく減少しています。平成4年に指定された生産緑地地区は約8年後に指定後30年が経過し、特別な理由がなくても解除可能となります。また、市街化調整区域内に指定する農用地区域*が約 21ha(4.3%)減少しています。

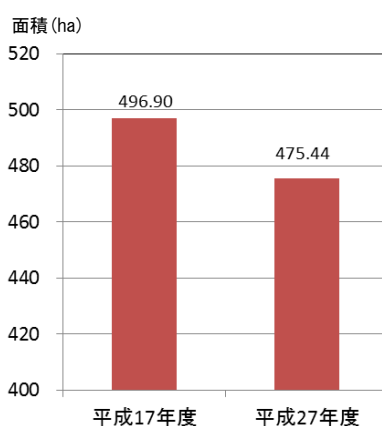
■地域制緑地の指定状況

種別	面積 (ha)		備考
	平成17年度	平成27年度	
風致地区*	57.72	58.00	都市計画法(東海風致地区)
生産緑地地区	43.68	30.50	生産緑地法
農用地区域	496.90	475.44	農業振興地域整備法
河川区域	24.73	24.73	河川法
地域森林計画対象民有林*	65.03	62.63	森林法
合計	688.06	651.30	

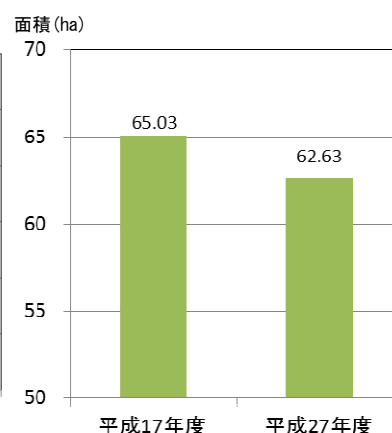
■生産緑地地区



■農用地区域



■地域森林計画対象民有林



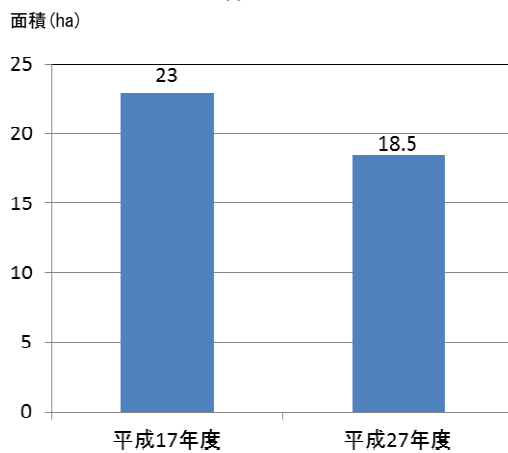
② 条例等による地域制緑地

平成27年3月末の「東海市緑化および花いっぱい推進条例」に基づく指定状況は、保全地区*が約18.5ha、保存樹木*が472本となっています。また、臨海部の工業地域は本市の大きな特徴であり、工場緑化協定*を60社（緑地面積約18.9ha）と締結して工場緑化を積極的に推進しています。

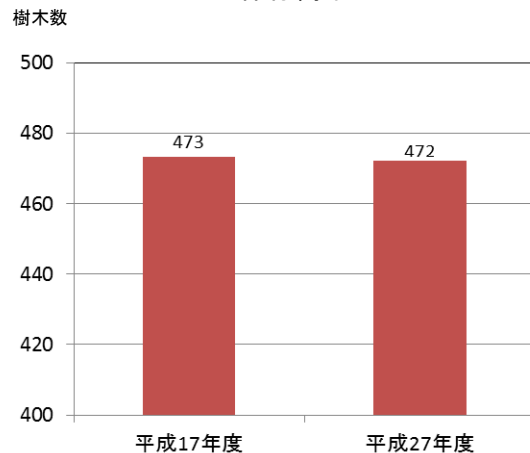
■ 条例等の指定状況

種別		平成17年度	平成27年度
東海市緑化および花いっぱい推進条例	保全地区	23 ha	18.5 ha
	保存樹木	473 本	472 本
工場緑化協定	協定事業所	61 社	60 社
	緑地面積	15 ha	18.9 ha

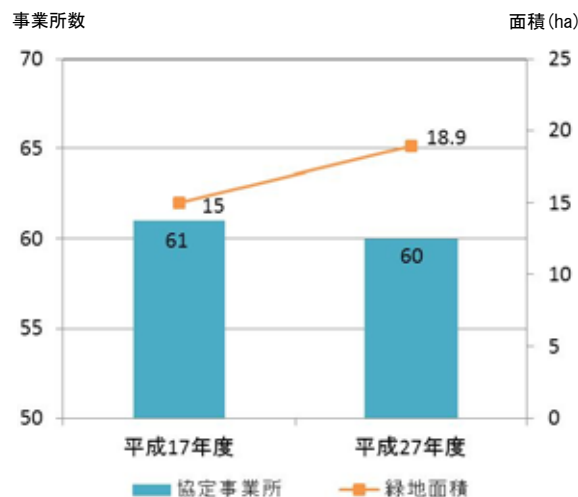
■ 保全地区



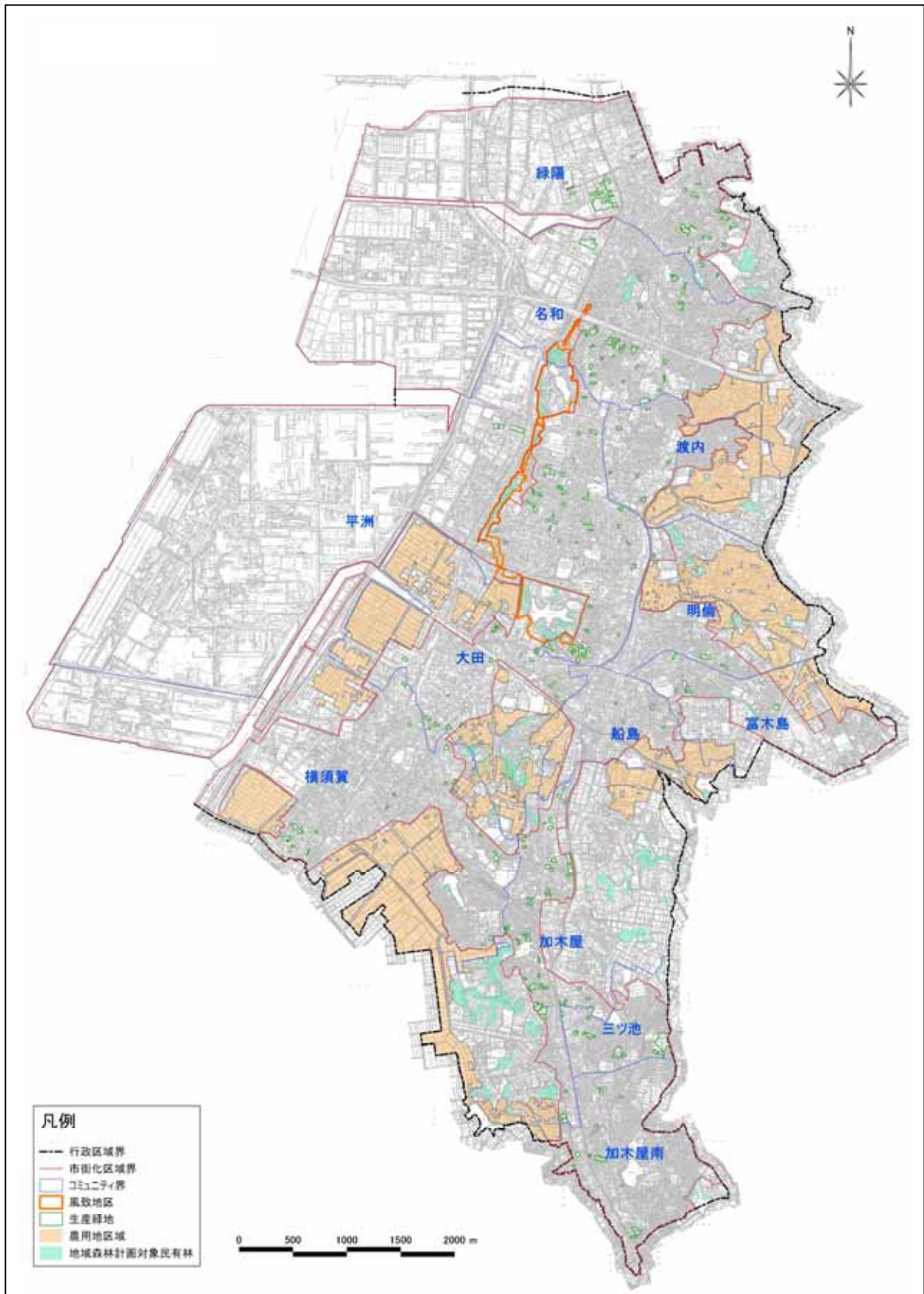
■ 保存樹木



■ 工場緑化協定



■法による地域制緑地の指定状況



2-3 これまでの取り組み実績

現行計画で重点事業として位置づけた3事業（加木屋緑地整備事業、環境保全林*整備事業、緑化重点地区（太田川駅周辺整備））を中心に、これまでの主な取り組み状況を整理します。

1. 加木屋緑地の整備〔加木屋緑地整備事業〕

海拔59.2mと市内で最も標高が高い御雉子山の周辺は、眺望に優れ、まとまりのある自然林が残された貴重な場所です。この御雉子山周辺を、あらゆる世代の人達、特に次代を担う子どもたちが自然に触れ、学び、心を癒すことができる「自然環境再生拠点」として位置付け、加木屋緑地として整備しました。

整備にあたっては、出来るだけ現況の自然林を残しながら多種多様な樹木をたくさん植樹することによって、緑の持つ環境機能の向上を図り、自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場を創出しました。緑地内は水辺の森、散策の森、みはらしの森、成長の森といった4つのゾーンに分かれ、それぞれの特徴を活かした整備によって、散策やトレーニングのほか自然観察などが手軽に楽しめる場となっています。

【水辺の森ゾーン】

図賀奈池周辺には、多くの野鳥や昆虫が訪れ、小動物たちにエサ場、隠れ家、産卵場などの環境を提供しています。



クロスカントリーコース

水辺の森ゾーン



【散策の森ゾーン】

シンボルの御雉子山の東斜面を散策することができ、晴れた日には山頂付近から御嶽山も見えます。



【みはらしの森ゾーン】

市民参加の植樹祭で1万5千本の苗木と、ヤマザクラ、シダレザクラを植樹しました。



【成長の森ゾーン】

現況が竹林や田畑の場所にドングリのなる木を中心に高木を植え、郷土の森を育てています。

資料：東海市緑のあゆみパンフレット（東海市市制45周年記念）

2. 環境保全林の整備〔21世紀の森づくり事業（環境保全林整備事業）〕

（都）西知多道路として高規格化計画がある（旧）西知多産業道路の東側、川北新田から養父新田までの区間に連続性のある緩衝緑地（環境保全林）を整備するため、先行して養父新田緑地の整備を行いました。

なお、整備にあたってはシイ、アラカシ、タブノキなど、その土地に合った樹木を中心に多数の樹種を混植・密植することによって本来の生態バランス^{*}の森を創生できる「宮脇方式」を採用し、「21世紀の森づくり事業」の一環として行いました。

21世紀の森づくり事業は、子供から大人まで市民参加により「ふるさと森」をつくり、次世代に引き継いでいくことを目的とした事業で、平成16年度から25年度までの10年間で8回の植樹祭を開催しました。これまでに延べ約8,400人の参加者によって約14万本の苗木が植えられ、約4.4haの新たな緑が創出されました。

■21世紀の森づくり事業におけるこれまでの植樹祭

植栽年度	場 所	面 積	植栽本数
平成16年度	平洲小学校	300 m ²	850本（70種類）
	浅山新田緑地	8,400 m ²	17,500本（24種類）
	元浜公園西地区	2,500 m ²	7,500本（60種類）
平成17年度	船島小学校	250 m ²	750本（70種類）
平成18年度	東海町地区	2,140 m ²	7,250本（57種類）
平成20年度	養父新田緑地	19,300 m ²	70,000本（57種類）
平成21年度	南柴田緑地	6,500 m ²	20,500本（57種類）
平成25年度	加木屋緑地	5,000 m ²	15,000本（57種類）

コラム 東海市立船島小学校のビオトープ（愛称：フナビオ）

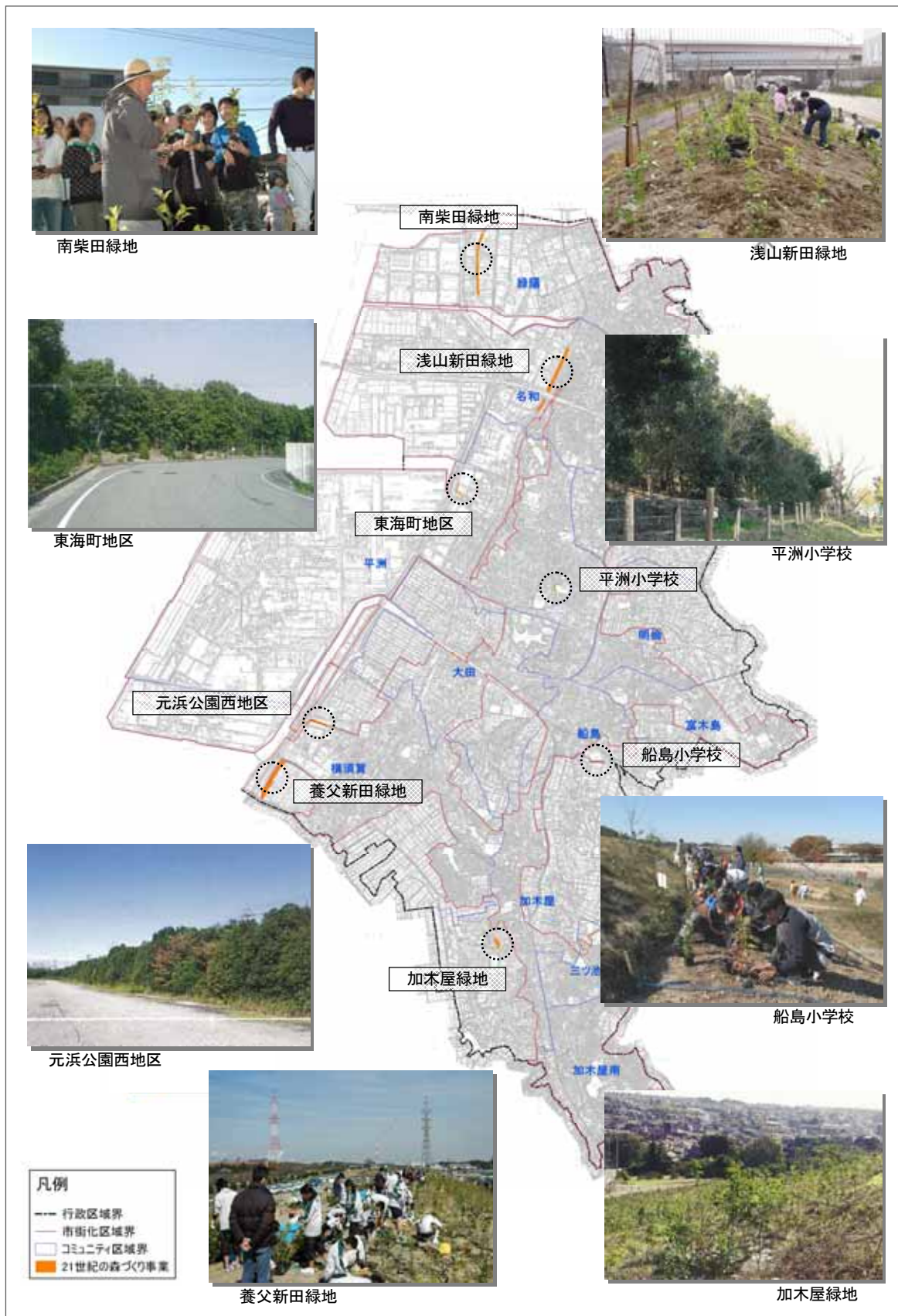
21世紀の森づくり事業における植樹祭が行われた船島小学校では、平成17（2005）年11月に「フナビオ会」が発足し、森づくりを行った敷地の隣接地において、学校を取り囲むようにビオトープ^{*}づくりがスタートしました。

この取組みは「ビオトープの造成・管理を学校全体で行うことで、温かい人間関係が構築され、学校嫌いの児童が減少する」、「ビオトープを核として地域交流が活発となり、地域の一員としての自覚や愛校心を高めることができる」、「生物の観察や季節による自然環境の変化など、年間を通しての環境学習や教科学習の場として活用の幅を広げることができる」という3つの効果を期待したもので、平成21（2009）年には（公財）日本生態系協会の全国学校ビオトープコンクールで 国土交通大臣賞を受賞しています。

また、実践活動としては、各学年や保護者の方々がビオトープを中心に自然とふれあう「フナビオとふれあう会」などの定例の活動や、イベント開催を行ってきています。



■21世紀の森づくり事業植樹祭開催場所



資料：東海市緑のあゆみパンフレット（東海市市制45周年記念）

3. 太田川駅周辺の整備〔緑化重点地区〕

名鉄太田川駅周辺の中心市街地を本市のシンボルとしてふさわしい地区とするため、緑化重点地区*に位置付けて「緑あふれる美しい空間づくり」を進めてきました。

土地区画整理事業によって駅前広場や歩行者専用道路、公園、都市計画道路*など、緑あふれる高質な駅前空間が一体的に整備され、市民の憩いやにぎわいの場となっています。今後も太田川駅東歩道（15m歩道）の整備を進め、駅の東西約1kmにおよぶ緑の軸を創出していきます。



【大田公園】
多くの木々が季節を彩り、芝生が敷き詰められた美しい公園です。



【太田川駅西歩道（15m歩道）】
駅から大田公園へつながる歩道です。



【駅前広場（太田川駅東）】
交通結節点としての機能が優れ、緑あふれる美しい駅前空間です。



【太田川駅西歩道（30m歩道）】
歩道上部には大屋根を設置し、雨天時にもイベント等が行えるようになっています。



【太田川駅東歩道（50m歩道）】
どんでん広場では様々なイベントが開催され、市民の憩いの場となっています。

4. 平洲と大仏を訪ねる花の道整備事業

四季を感じながら安全かつ快適に散歩できる場として、大池公園から聚楽園公園まで、東海緑地の4つの公園を結んだ「平洲と大仏を訪ねる花の道」を整備しています。

郷土の偉人である細井平洲*先生ゆかりの地や聚楽園大仏などを巡る全長約2.5kmの散歩路で、加家公園と聚楽園公園をつなぐ歩道橋（L=120.5m）を除いた区間の整備が完了しています。

■平洲と大仏を訪ねる花の道ウォーキングマップ



5. アダプトプログラム（公共施設里親制度）

市内の公共施設（道路、公園、各施設の花壇など）を市民が里親となって清掃、除草、花の植付け、水かけなどの管理を行うボランティア活動です。

平成16年度から開始し、この10年間で登録者数が15組から42組と増加し、この活動により、まちの美化や緑化推進、都市環境に対する市民意識の向上が図られています。

コラム 緑の都市賞

本市のこれまでの都市全般や地域の総合的な緑化の取り組みや、都市や地域の個性を活かした特色ある施策展開、市民等との連携などの実績と成果が高く評価され、平成28年度に行われた『第36回 緑の都市賞』の緑のまちづくり部門において、最上位の「国土交通大臣賞」を受賞しました。

緑の都市賞は、昭和56年に創設され、明日の緑豊かな都市づくり・まちづくりを目指し、樹木や花、水辺などの「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上、地域社会の活性化、青少年の育成等に取り組み、卓越した実績と成果をあげている市民団体、企業、公共団体等の団体を顕彰するもので、快適で地球に優しい生活環境の創出を推進することを目的としています。



2-4 緑に関する市民の意識

1. 市民アンケート調査の概要

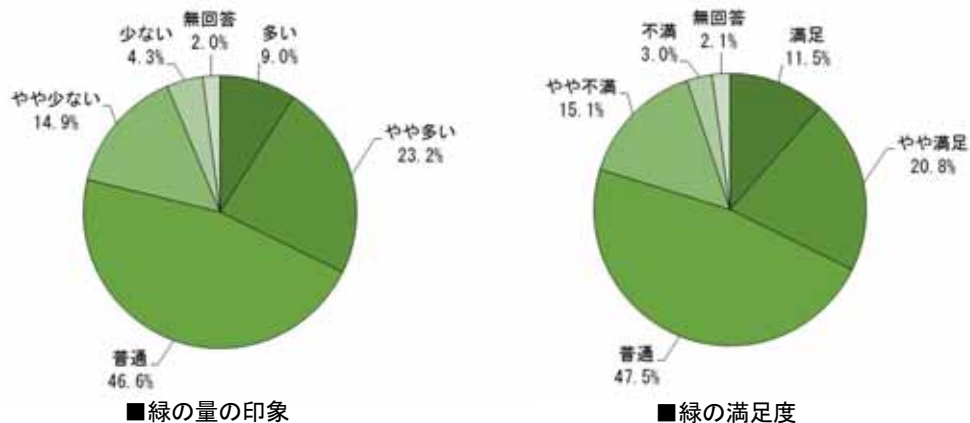
「東海市緑の基本計画」を策定するにあたって市民の意見を反映させるため、東海市の緑に対する市民の意識調査を行いました。調査対象者は、住民基本台帳及び外国人登録者から無作為で抽出しました。

- ・ 調査期間：平成27年12月8日（火）から平成27年12月22日（火）
- ・ 調査対象：市民2,000人（18歳以上）
- ・ 回収率：51.5%（1,029名/2,000名）

2. 市民アンケート調査の概要

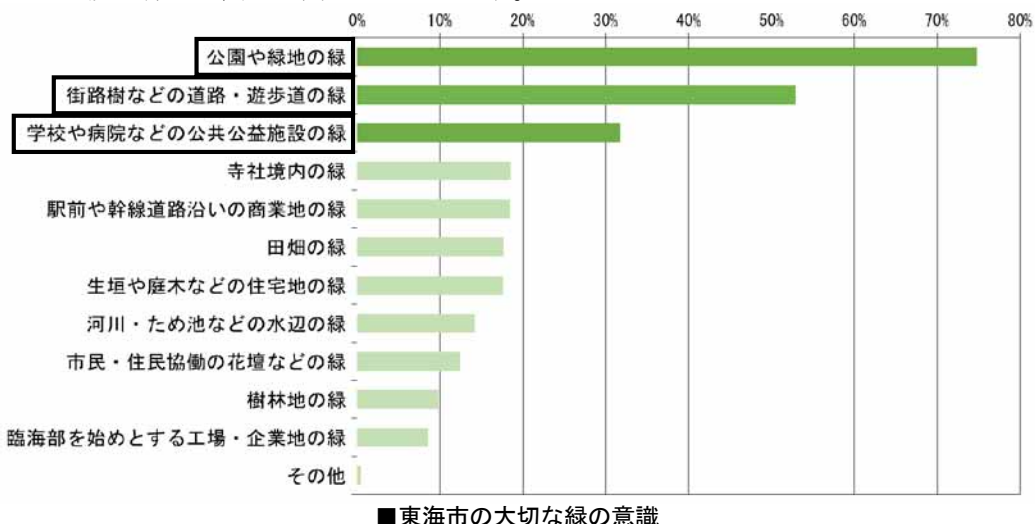
(1) 東海市全体の緑の量と満足度について

- ◆ 緑の量の印象は「多い、やや多い」が約32%、緑に対する満足度は「満足、やや満足」が約32%です。また、総合計画のアンケート（毎年実施）によれば【花や緑が充実していると思う割合】が約74%、【まちの公園・街路樹などに満足している割合】が約70%で「満足、やや満足」の評価が得られており、今回の「普通」以上の割合は、この概ね満足の結果と同様の傾向にあるといえます。



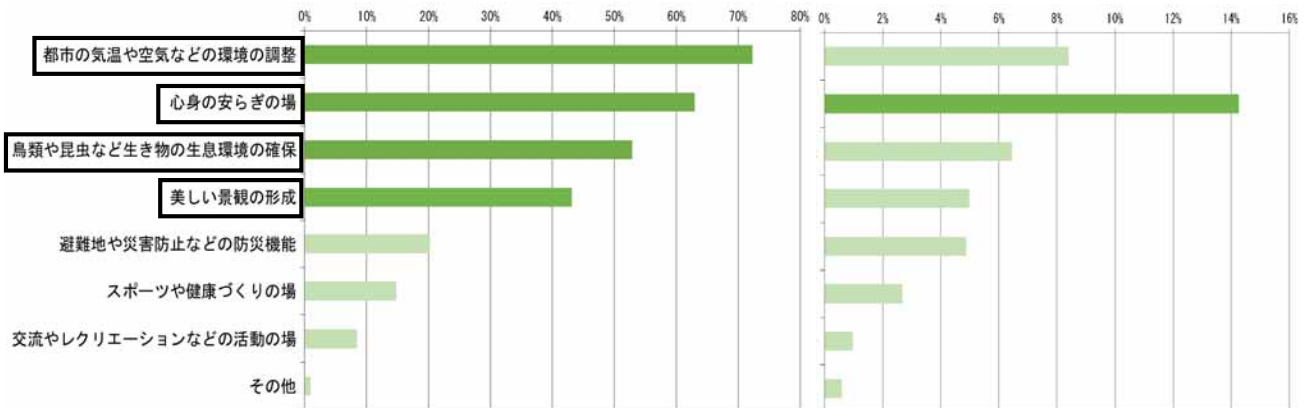
(2) 市民が大切だと感じる緑について

- ◆ 大切な緑は「公園や緑地の緑」が約8割と圧倒的に高く、次いで「街路樹などの道路・遊歩道の緑」、「学校や病院などの公共公益施設の緑」の順で高く、街路樹や公共公益施設の緑への関心が高くなっています。



(3) 緑が持つ重要な役割や機能について

- ◆ 緑が持つ様々な役割や機能は「都市の気温や空気などの環境の調整」が約7割と最も高く、次いで「心身の安らぎの場」が6割、「鳥類や昆虫など生き物の生息環境の確保」が5割、「美しい景観の形成」が4割の順で重要とされています。一方、東海市の緑に「やや不満、不満」と回答している人の意見では「心身の安らぎの場」が多くなっています。

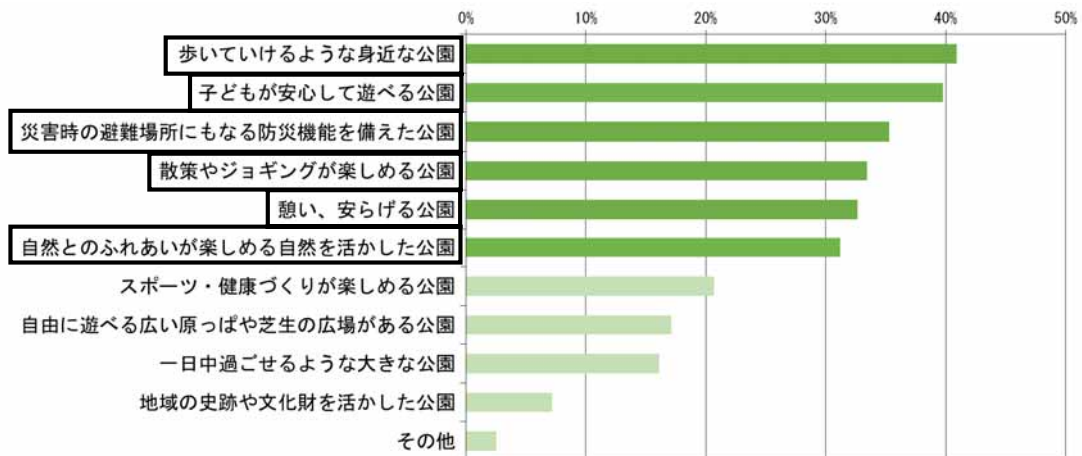


(「問3」で「4やや不満、5不満」と答えた方の意見)

■緑の役割・機能の重要度

(4) 公園の要望について

- ◆ 公園への要望では「歩いていけるような身近な公園」、「子どもが安心して遊べる公園」、「災害時の避難場所にもなる防災機能を備えた公園」が約4割と高く、次いで「散策やジョギングが楽しめる公園」、「憩い、安らげる公園」、「自然とのふれあいが楽しめる自然を活かした公園」が約3割と高く、身近な利用、安全・安心、防災機能、健康づくりや自然とのふれあいなどへの関心が高くなっています。



■欲しい公園

(5) 緑のまちづくりで市に期待することについて

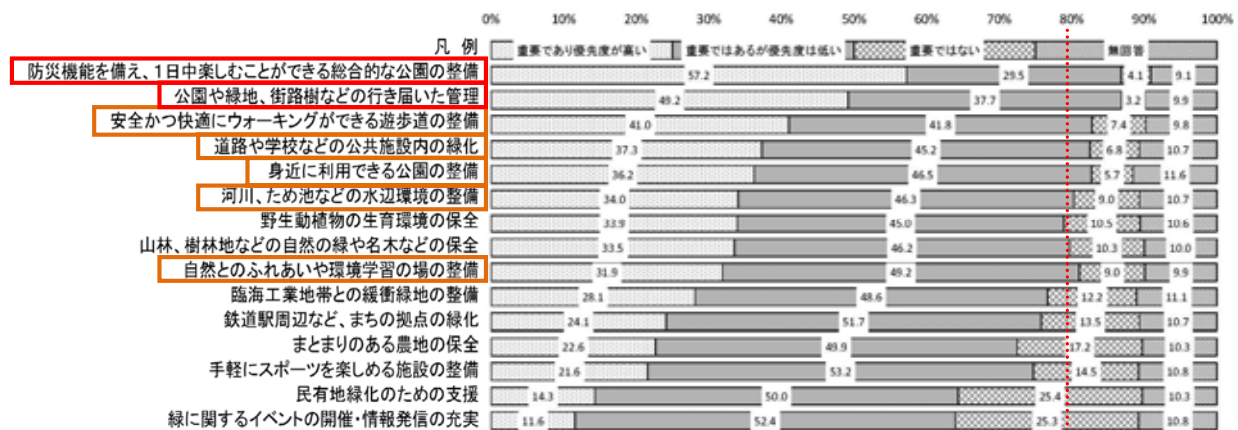
①緑のまちづくりで「重要であり、優先度が高い」と思う取組みについて

- ◆ 「防災機能を備え、1日中楽しむことのできる総合的な公園の整備」(57.2%)と「公園や緑地、街路樹などの行き届いた管理」(49.2%)が、重要であり優先度も高い取り組みとなっています。

②緑のまちづくりで「重要である」と思う取組みについて

- ◆ 優先度が低いものも含めて、重要であるという取り組みは、「安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備」(82.8%)、「身近に利用できる公園」(82.7%)、「道路や学校などの公共施設内の緑化」(82.5%)、「自然とのふれあいや環境学習の場の整備」(81.1%)、「河川、ため池などの水辺環境の整備」(80.3%)の順になっています。

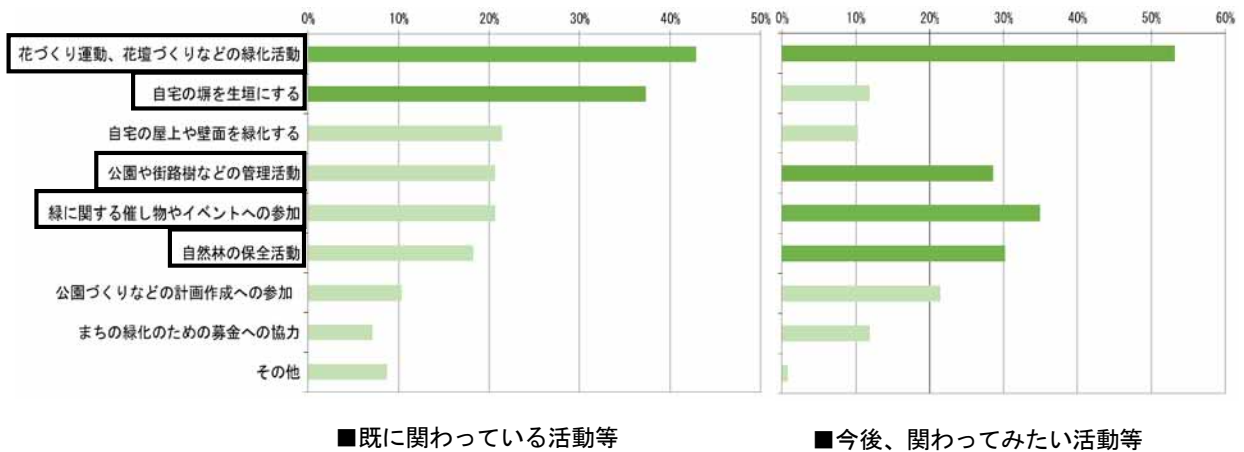
※「重要であり優先度が高い」+「重要であるが優先度は低い」の合計が80%以上を抜粋



■市へ期待する取組みの重要度・優先度

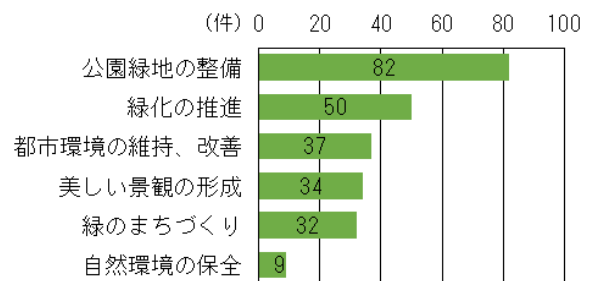
(6) 市民の緑の取り組みへの関わりについて

- ◆ 現在、緑の取り組みに関わっていることが「ある」と回答した人は約1割で、「今後関わってみたい」と回答した人も約1割となっています。
- ◆ 『現在、関わっている』内容では、「花づくり運動、花壇づくりなどの緑化活動」、「自宅の塀を生垣にする」が約4割と高くなっています。
- ◆ 『今後、関わってみたい』内容では、「花づくり運動、花壇づくりなどの緑化活動」、「緑に関する催し物やイベントへの参加」、「自然林の保全活動」、「公園や街路樹などの管理活動」などの、対外的な活動への関心が高くなっています。

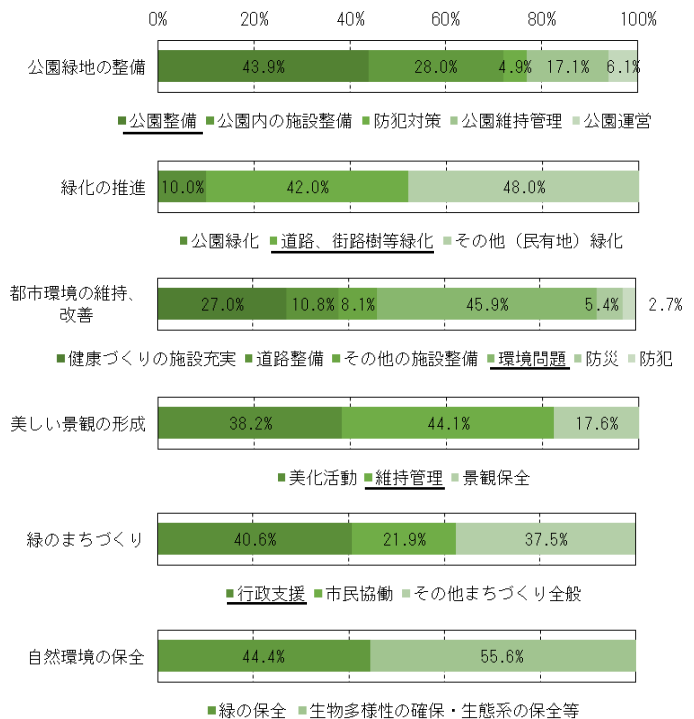


(7) 自由意見

- ◆ 自由意見の傾向は「公園緑地の整備」の意見が82件と最も多く、次いで「緑化の推進」が50件、「都市環境の維持、改善」が37件、「美しい景観の形成」が34件、「緑のまちづくり」が32件、「自然環境の保全」が9件、「その他」が13件となっています。
- ◆ 各意見では、公園整備、道路・街路樹等緑化、環境問題、景観の維持管理、緑のまちづくりへの行政支援、生物多様性の確保・生態系の保全等の意見が多い傾向です。
- ◆ 市の公園などの緑で「お気に入り」の場所は、市内23箇所、市外9箇所、市内では「大池公園」、「聚楽園公園」が多く、次いで「加木屋緑地」、「平地公園」の順で、市外では「あいち健康の森」(大府市)が多く、「大府みどり公園」(大府市)の順で高い人気となっています。



■自由意見の傾向



■意見傾向別の内訳

2-5 東海市の緑の現状と課題

東海市を取り巻く社会状況の変化、上位・関連計画、緑の現況、市民意識などを踏まえて、東海市の緑の現状と課題を整理します。

① 本市の骨格を形成する緑のネットワークの保全・形成

本市最大規模の東海緑地をはじめとした緩衝緑地や、自然環境再生拠点として整備した加木屋緑地などの大規模な都市公園は、多くの市民に親しまれるとともに、本市の都市環境を支える骨格的な緑となっており、次世代に継承していくべき緑として非常に重要です。

今後も、環境を維持・改善する機能、防災機能、景観機能など、緑の持つ多様な機能が出来るだけ効率的かつ効果的に発揮された都市の構築を目指し、環境保全林の整備や、公共施設の緑化、樹林地や農地等の民有地の緑の保全などによって、本市の骨格を担う緑のネットワークの保全・形成を図っていく必要があります。

② 都市公園等の効果的な整備と質の充実

これまで都市公園の整備に積極的に取り組んできた結果、69箇所(120.62ha)の都市公園が整備され、市民1人当たりの面積が10.6㎡/人と、都市公園法施行令で定められた標準面積である10㎡以上を達成しています。また、配置についても市街化区域内をほぼ充足している状況です。このような、都市公園が一定水準確保されている現状を鑑みて、集約型都市構造化による都市の再構築に伴い中心市街地などに整備をシフトしていくなど、有効性や必要性などを評価・検証しながら新たな公園の整備を進めていく必要があります。

また、今後整備する都市公園やリニューアルする既存公園等については、避難地や防災機能の充実の他、利用者の価値観やライフスタイルの変化に対応するため公園の魅力向上を図るなど、ストック効果^{*}をより高めるための質的な充実を図っていく必要があります。

③ 公園施設の老朽化への対応と適正な維持管理

急激な都市化に伴い整備された多くの公園施設の老朽化が一斉に進行しています。公園の利用率を高め、施設の安全性の確保や長寿命化を図るために、公園施設のリニューアルや改修を計画的に行っていく必要があります。

また、市民アンケートでは、公園緑地や学校、街路樹など、公共施設緑地の行き届いた維持管理に関する意見が多く、限られた財源の中で、市民等の協力を得ながら適正な

維持管理を行っていく必要があります。

④ 花と緑あふれる美しいまちづくり

緑化重点地区に指定され、太田川駅周辺に整備された駅前広場や歩行者専用道路により、中心市街地が美しいまちなみになり、人々が集まるにぎわいの空間に生まれ変わりました。このような花と緑あふれる美しいまちづくりは、都市再生や都市の活性化に寄与するものであり、今後一層の充実を図っていく必要があります。



太田川駅前広場

⑤ 健康・レクリエーション機能の充実

高齢者等がいきいきと元気に暮らせる環境を整えるために、誰もが気軽に緑あふれる中での散策やレクリエーションなどを楽しめるよう、都市公園や河川を活用した散策路エコプロムナードや平洲と大仏を訪ねる花の道などの整備を推進しています。

市民アンケートでは「心身の安らぎの場」や、「安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備」に対する要望が多く、今後も継続的に“健康づくり”や“生きがいつくり”などの市民の多様なニーズに対応した健康・レクリエーション機能の充実を図っていく必要があります。

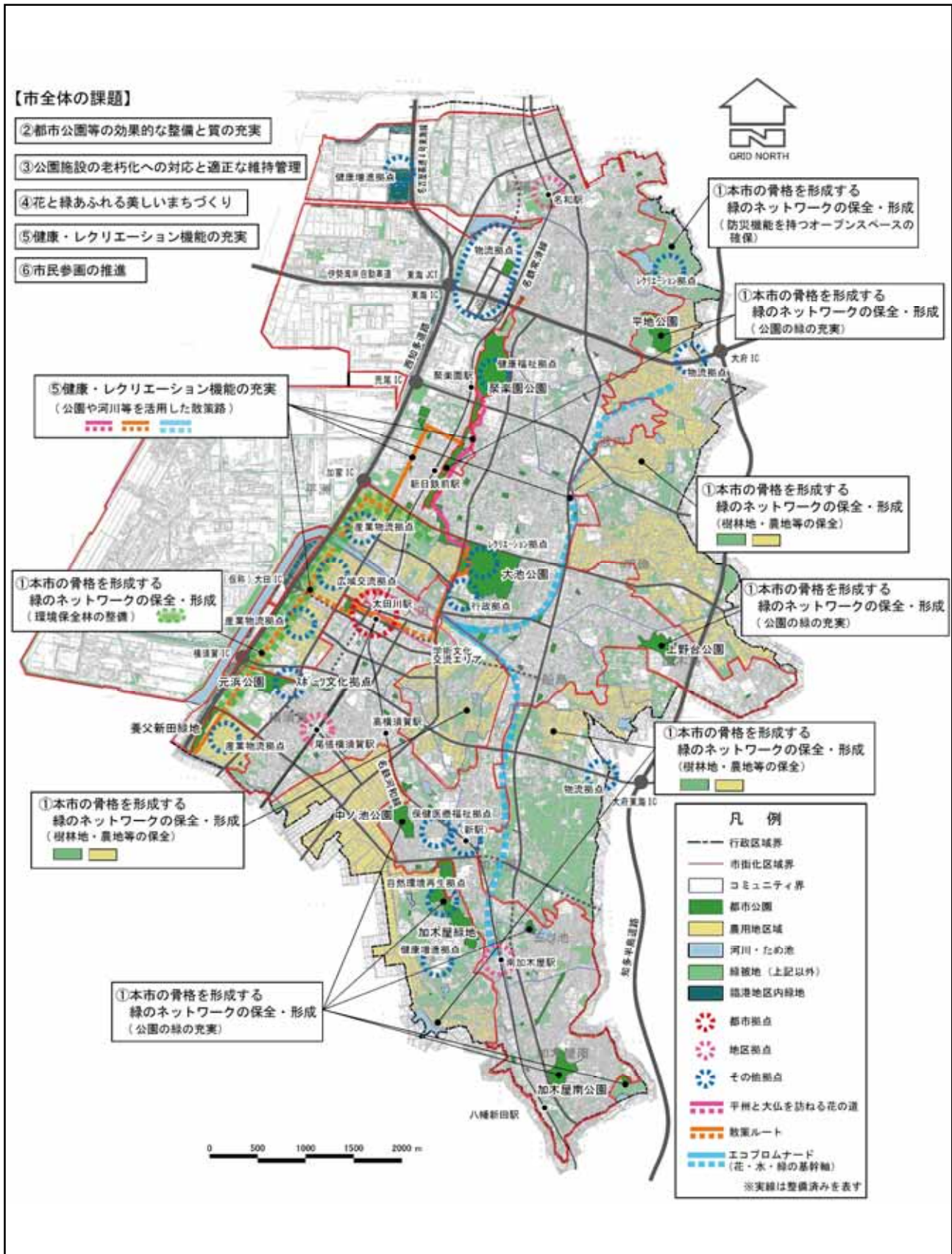


平洲と大仏を訪ねる花の道

⑥ 市民参画の推進

これまでの約10年間でアダプトプログラム（公共施設の里親）の登録者数が15組から42組へと増加しています。また、市民アンケートでは、緑に関する取り組みを行っている市民はまだ1割ですが、今後関わってみたい内容として、花づくりの緑化活動、緑に関するイベントへの参加、自然林の保全活動、公園や街路樹等の維持管理などが挙げられています。今後も、都市公園等のストック効果を発揮させ、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画を積極的に推進していく必要があります。

■緑の課題図



第3章 めざす緑の将来像

3-1 緑の将来像

東海市では、未来を支える子どもたちが健やかに成長できるとともに、だれもがいきいきと元気に暮らせる活気にあふれる地域をつくり、次世代に夢と希望をつなぐ安心・安全で豊かに暮らすことができるまちを目指して、第6次東海市総合計画で『ひと 夢 つなぐ 安心未来都市』を将来都市像に掲げています。

本計画における“緑”は、安心・安全を支え、まちの魅力をつくり、人々の心を潤す緑として、未来へつないでいく大切な緑です。

そこで、本計画では、緑の将来像を以下のように設定します。

未来につなぐ **緑**の都市づくり

緑のネットワーク化が図られ、環境にやさしく美しいまちになっています。

緑の持つ防災機能により、まちの安全性が高まっています。

まとまりのある樹林地や農地などの私有地の緑が大切に保全されています。

まちなかの緑化推進により、身近な場所に花や緑があふれています。

中心市街地や駅周辺などの拠点となる地区の緑化が進み、魅力的なまちとなっています。

公園や緑地が健康づくりや憩いの場、子どもたちの自然学習の場などとして活用され、多くの市民が利用しています。

リニューアルなどによって公園の魅力が増し、多くの市民が利用しています。また、バリアフリー化や安全性の向上が図られています。

花と緑があふれる美しいまちなみや魅力的な公園・緑地づくりは、多くの市民や事業者の方々の活動によって支えられています。

3-2 計画の方針

緑の将来像「未来につなぐ緑の都市づくり」の実現に向けて、以下の3つの方針に沿って、さまざまな施策を展開していきます。

基本方針

1

安心をつなぐ 緑のネットワークづくり

都市環境の保全・改善機能、防災機能、景観形成機能など、緑の持つ多機能性は、私たちに安心や安らぎをもたらします。このように私たち市民の生活にとって欠かせない存在の緑をネットワーク化することによって、その機能をより効率的かつ効果的に発揮することができます。そのため、市の骨格を担う“緑のネットワークづくり”を進めることによって市民の安心をつなぎます。

基本方針

2

夢をつなぐ 花と緑あふれる都市づくり

将来にわたって活力あふれ持続可能な都市を目指すためには、産業の活性化や都市機能の更なる充実を図り、誰もが住みたくなる、住んで良かったと思われるような都市づくりが必要です。そのためには、市民一人ひとりが生活の豊かさを感じながら、いきいきと快適に暮らせるまちとなるよう、“花と緑あふれる都市づくり”を推進し、未来へと夢をつなぎます。

基本方針

3

ひとをつなぐ 花と緑のまちづくり

緑のネットワークを構築し、花と緑があふれる都市づくりを推進するためには、多くの市民や、NPO法人、民間事業者など、多様な主体との効果的な連携を図った協働・共創による“花と緑のまちづくり”を展開し、市民一人ひとりの豊かな心をつなぎます。

3-3 計画のフレーム

1. 計画対象区域

計画対象区域は、東海市全域（43.43km²）とします。

都市計画区域名	計画対象区域
知多都市計画区域	東海市全域（4,343ha）

2. 目標年次

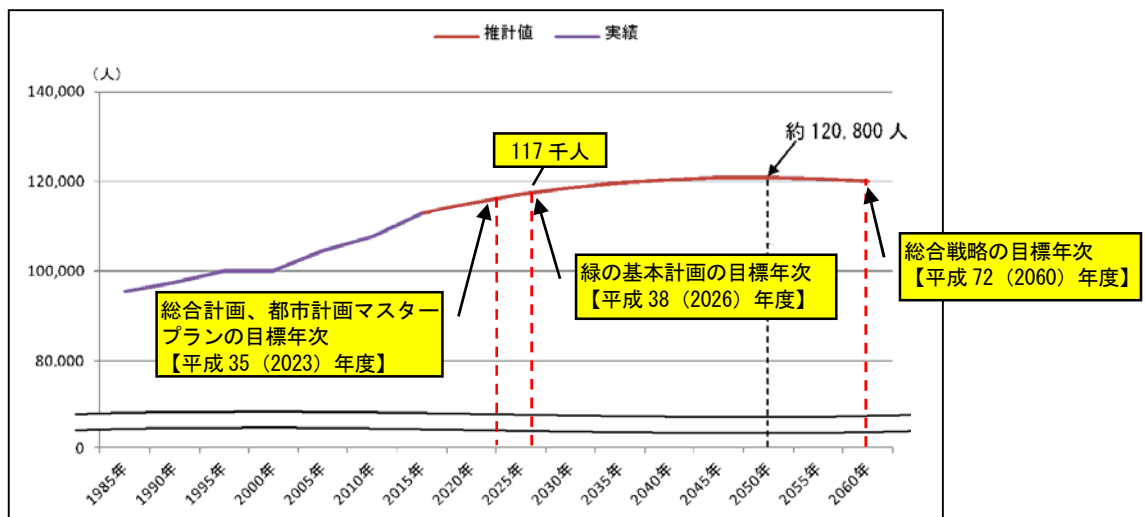
計画の目標年次は、10年後である平成38（2026）年度とし、計画期間は平成29（2017）年度から平成38（2026）年度の10か年とします。

3. 人口の見通し

本市の将来人口の見通しは、第6次東海市総合計画・東海市都市計画マスタープランともに平成35（2023）年度までが計画期間となっているため、平成27年10月に策定された東海市総合戦略*における平成38（2026）年の推計値である11万7千人とします。

年次	現況※ 平成28年	目標年次 平成38年度
人口	114千人	117千人

※平成28年4月1日時点（住民基本台帳）



資料：東海市総合戦略概要版（平成27年3月）

3-4 緑の配置方針

緑の将来像の実現に向けた緑地の基本的な配置方針を以下のとおりとし、本市の緑のあるべき姿を「緑の将来像図」として示します。

■安心をつなぐ 緑のネットワークづくり

総合計画の土地利用構想における、緩衝緑地ゾーン、居住ゾーン、農業緑地ゾーンそれぞれに南北の緑の軸を設定するとともに、この3本の軸をつなぐ東西の軸として都市計画道路やエコプロムナード等を位置付け、既存の緑の保全や新たな緑の創出を図ります。

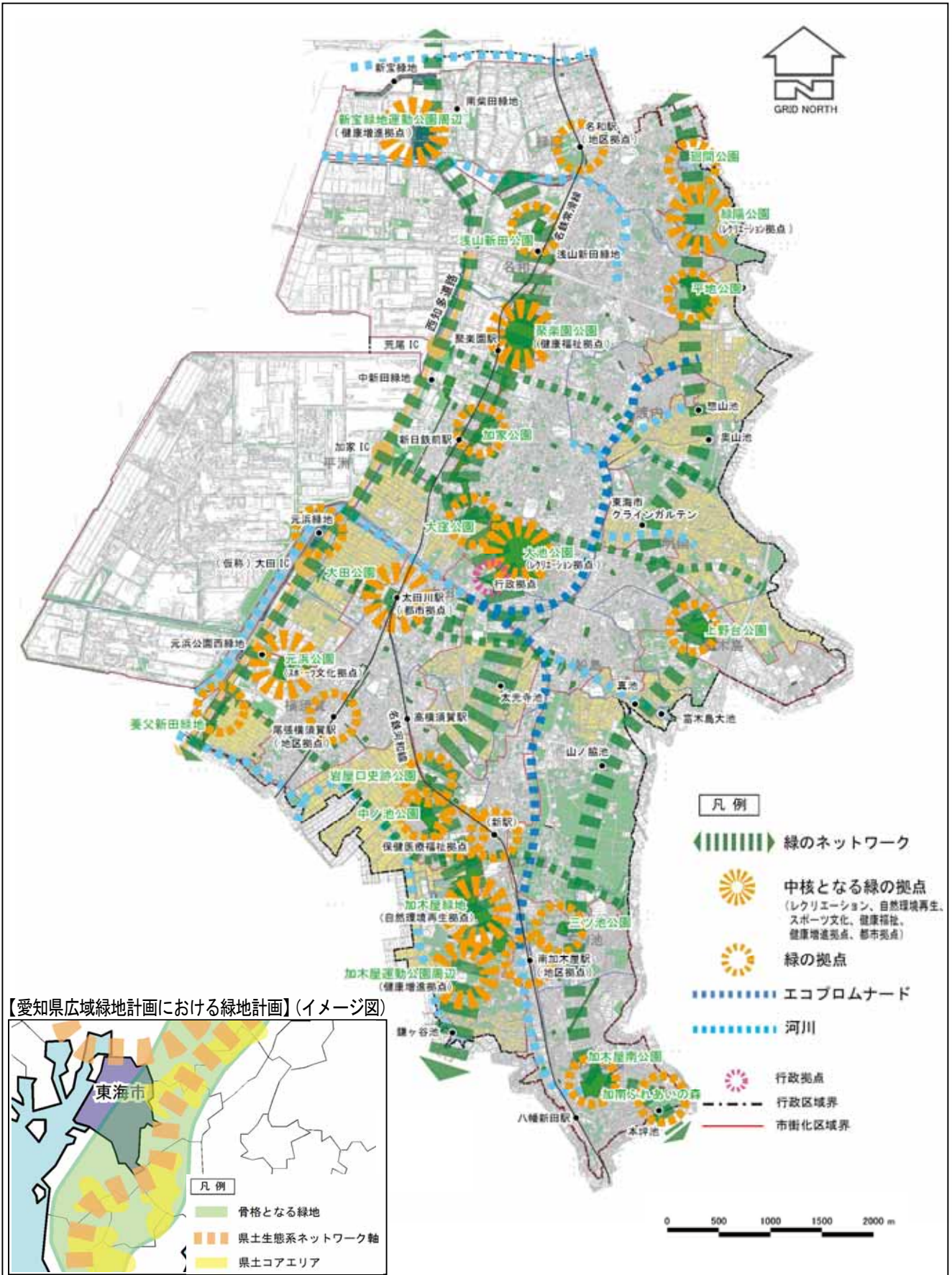
連続した緑を市内に効率的かつ効果的に配置していくことによって緑のネットワークを形成していくことで、良好な景観づくりや防災性の向上のほか、動物の移動経路や植物の種子の伝搬経路となる緑の回廊*「コリドー」の形成などが図られます。

- ・臨海部の産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンの間に位置する緩衝緑地ゾーンには、緑の持つ4つの機能が充実した環境保全林の整備を推進し、隣接する臨港地区*内の緑地とともに臨海工業地帯と市街地等の分離遮断を図ります。
- ・中央の居住ゾーンには、東海緑地や加木屋緑地などの大規模な都市公園が整備され、また太光寺池や鎌ヶ谷池の周辺などにまとまりのある自然林が残っていることから、本市中央部を縦貫する緑の骨格軸として位置付け、保全や充実を図ります。
- ・東部の農業緑地ゾーンについては、拠点となる都市公園の緑の充実を図るとともに、丘陵地の山林や農地、点在するため池周辺の自然林などを保全することによって緑のエッジとしての役割を持たせ、県土生態系ネットワーク軸へ繋がりを持たせます。

■夢をつなぐ 花と緑があふれる都市づくり

- ・太田川駅周辺の都市・交流機能が集積する都市拠点や、その他主要駅周辺の地区拠点、新駅周辺など、居住人口の増加や産業用地の供給を図っていく地区を中心に、街路樹や公園・緑地の整備などによって身近な場所に花や緑があふれるまちづくりを推進します。
- ・都市拠点やレクリエーション拠点、健康福祉拠点、健康増進拠点などを「中核となる緑の拠点」に位置付け、レクリエーション機能などの緑の持つ様々な機能が多面的に発揮された空間づくりに取り組みます。また、「緑の拠点」における緑の充実を図ります。
- ・平洲と大仏を訪ねる花の道やエコプロムナードなどの散策路を、誰もが利用しやすいように整備することによって、駅と公園、観光資源*などを線でつなげ、自家用車に過度に頼らないで暮らせる環境にやさしい都市づくりや、市民の健康で元気な暮らしを支える都市づくりを推進します。

■緑の将来像図



3-5 計画の目標

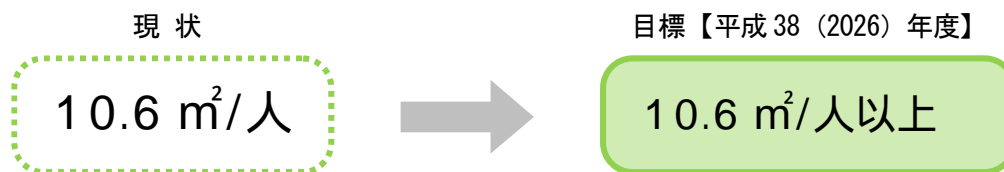
目標年次における計画の目標を以下のとおり設定します。

1. 都市公園の整備目標

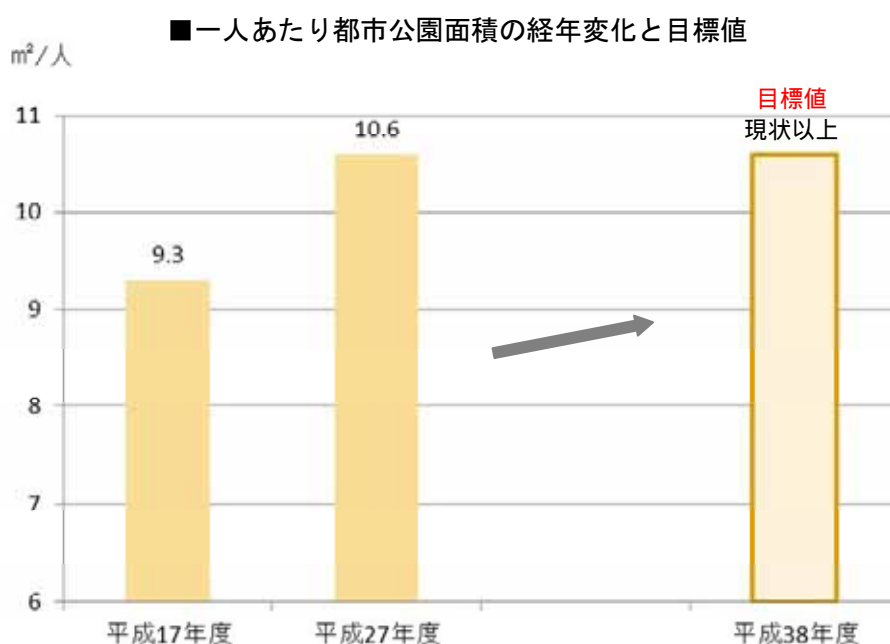
平成27年度末時点の都市公園は、市全体では69箇所120.62haが整備され、市民1人当たり10.6㎡となっています。10年前と比較すると、市民1人当たりの面積が9.3㎡から約14%の増加率となっており、都市公園法施行令で規定する都市公園の市民1人当たりの標準面積10㎡以上を達成し、配置についても市街化区域内をほぼ充足している状況です。

今後は、集約型都市構造化による都市の再構築に伴い居住人口を誘導する地区に整備をシフトしていくという方針のもと、市全体の公園整備のあり方を検討しながら各公園の有効性や必要性などを評価・検証した上で整備を行っていく必要があります。目標年次(平成38年度)における将来人口を約3,000人増の117,000人とする中で、現状の1人当たり都市公園面積以上を確保することを目標とします。

○ 市民1人あたり都市公園面積の目標



※ 現在の人口は平成28年4月1日現在で113,727人



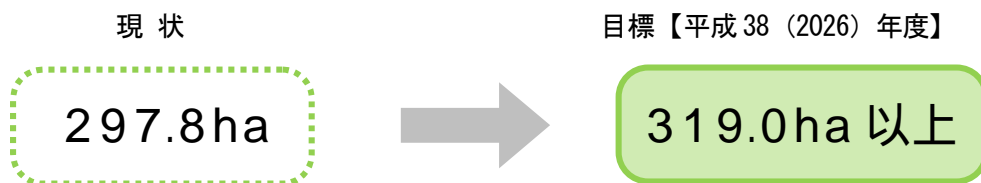
2. 都市公園および公共施設緑地の整備目標

平成27年度の都市公園および都市公園以外の公共施設緑地の合計面積は297.8haであり、10年前と比較して39.6ha増加しています。

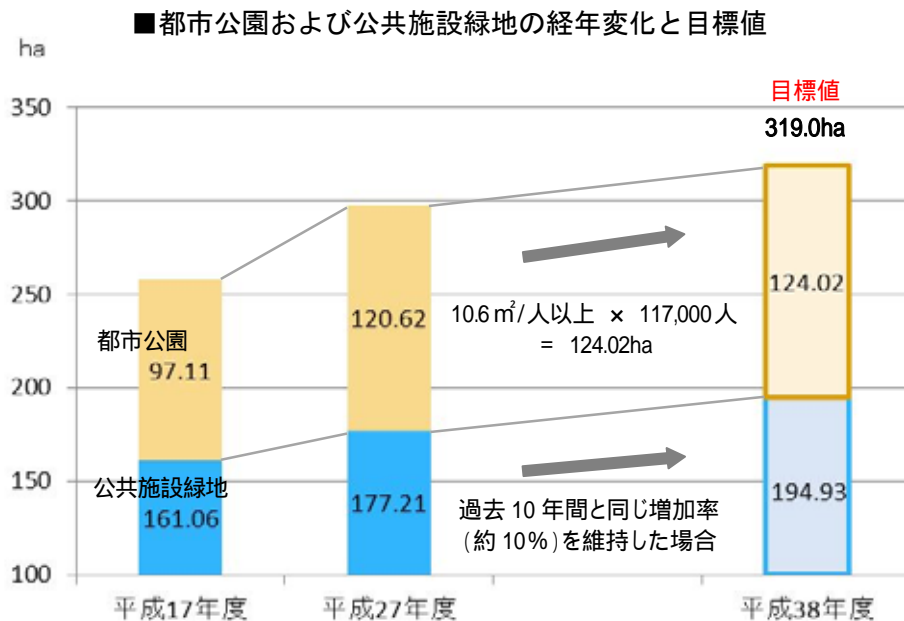
民間開発等に伴う民有地の緑の減少が予測される中、将来に向けて確実に担保された公共施設の緑を増やしていくことはとても重要です。また、市民アンケートの「市民が大切だと感じる緑」に関する回答の上位は公園・緑地や街路樹などの公共施設の緑が圧倒的に多いという結果からも、公共施設緑地面積の増加に向けて取り組みます。

整備にあたっては、計画人口の117,000人を達成できた場合の都市公園の目標面積124.02ha以上に、過去10年間と同じ増加率を維持した都市公園以外の公共施設緑地の面積194.93haを加えた面積を確保することを目標とします。

○ 都市公園および公共施設緑地の目標



※ 現在の人口は平成28年4月1日現在で113,727人、平成38（2026）年度は117,000人として計算



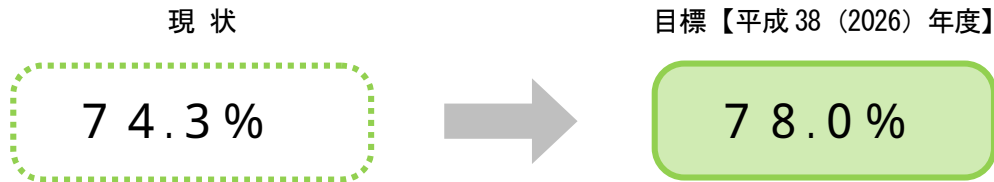
3. 花と緑の充実に関する目標

総合計画では「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」の実現に向けた取り組みを進めることで、本市が、住み続けたい、住んでみたいと思われる、花と緑にあふれた魅力的なまちづくりを目指しています。

そこで、緑の将来像を実現することによって「花と緑の充実」を高めていくことをめざし、総合計画のまちづくり指標*として設定されている「花や緑が充実していると思う人の割合」を「めざそう値」まで高めていくことを目標とします。

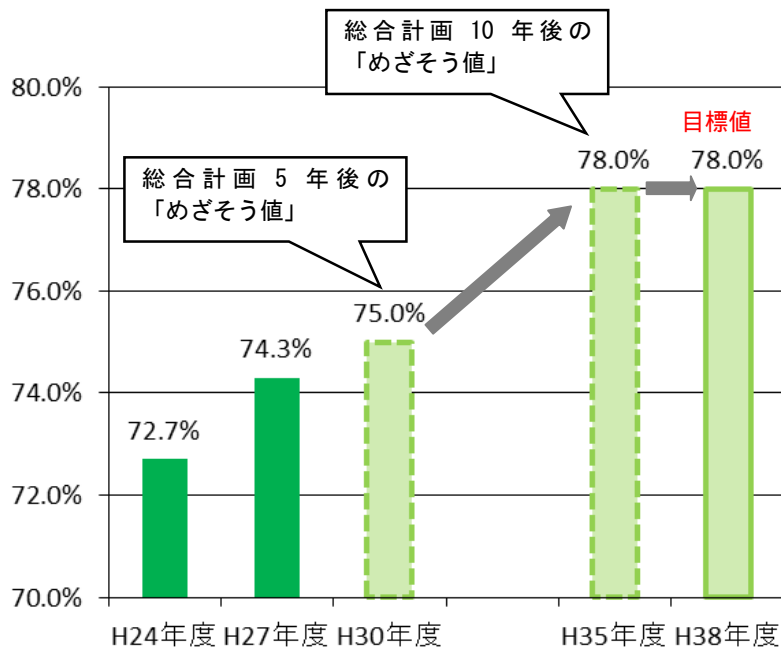
また、指標の推移については、毎年実施する総合計画の市民アンケート等により把握します。

○ 花と緑の充実に関する目標



※市民アンケートの「花や緑が充実していると思う人の割合」(4段階評価のうち、「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」の回答の割合)

■ 花と緑の充実に関する目標値

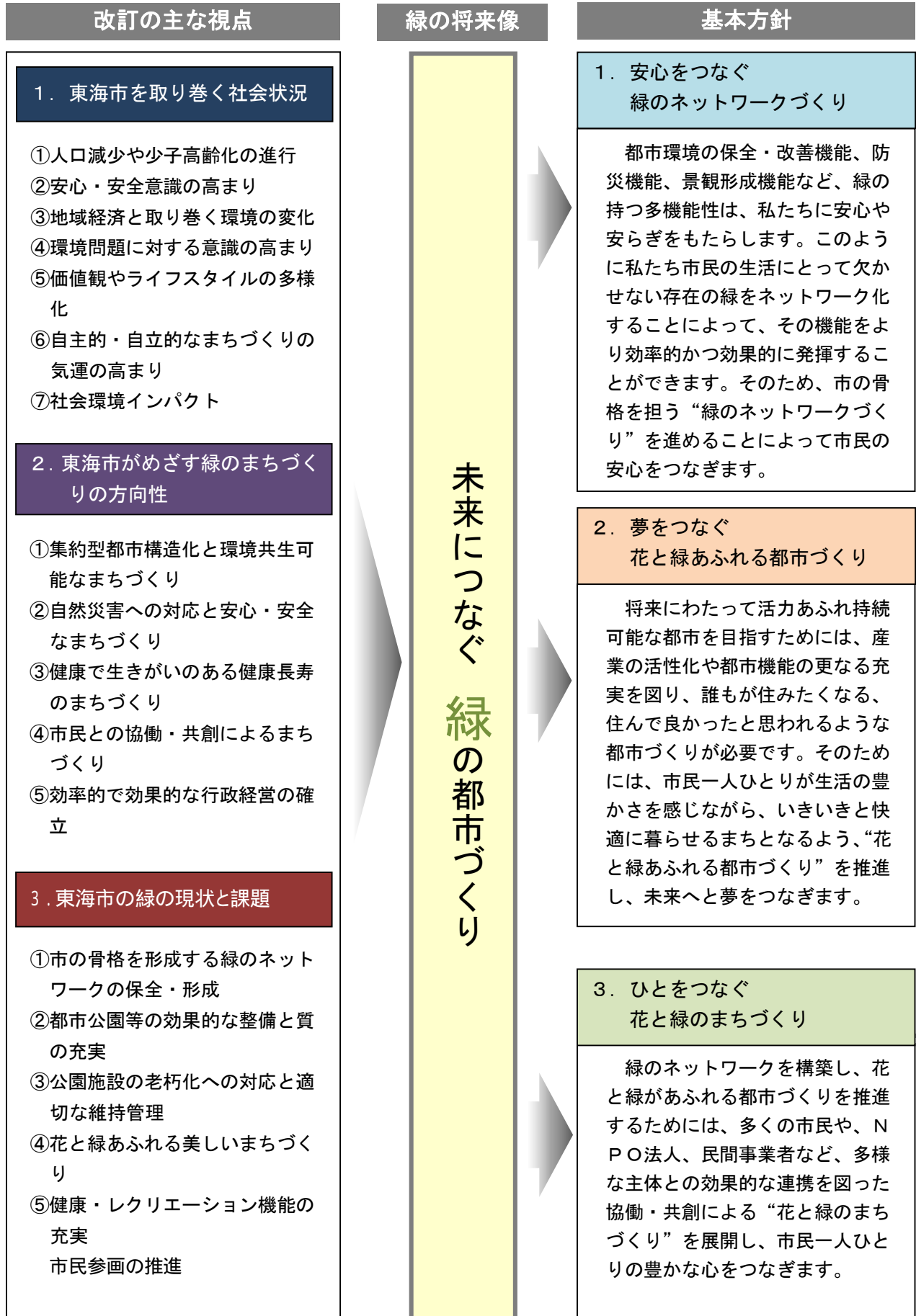


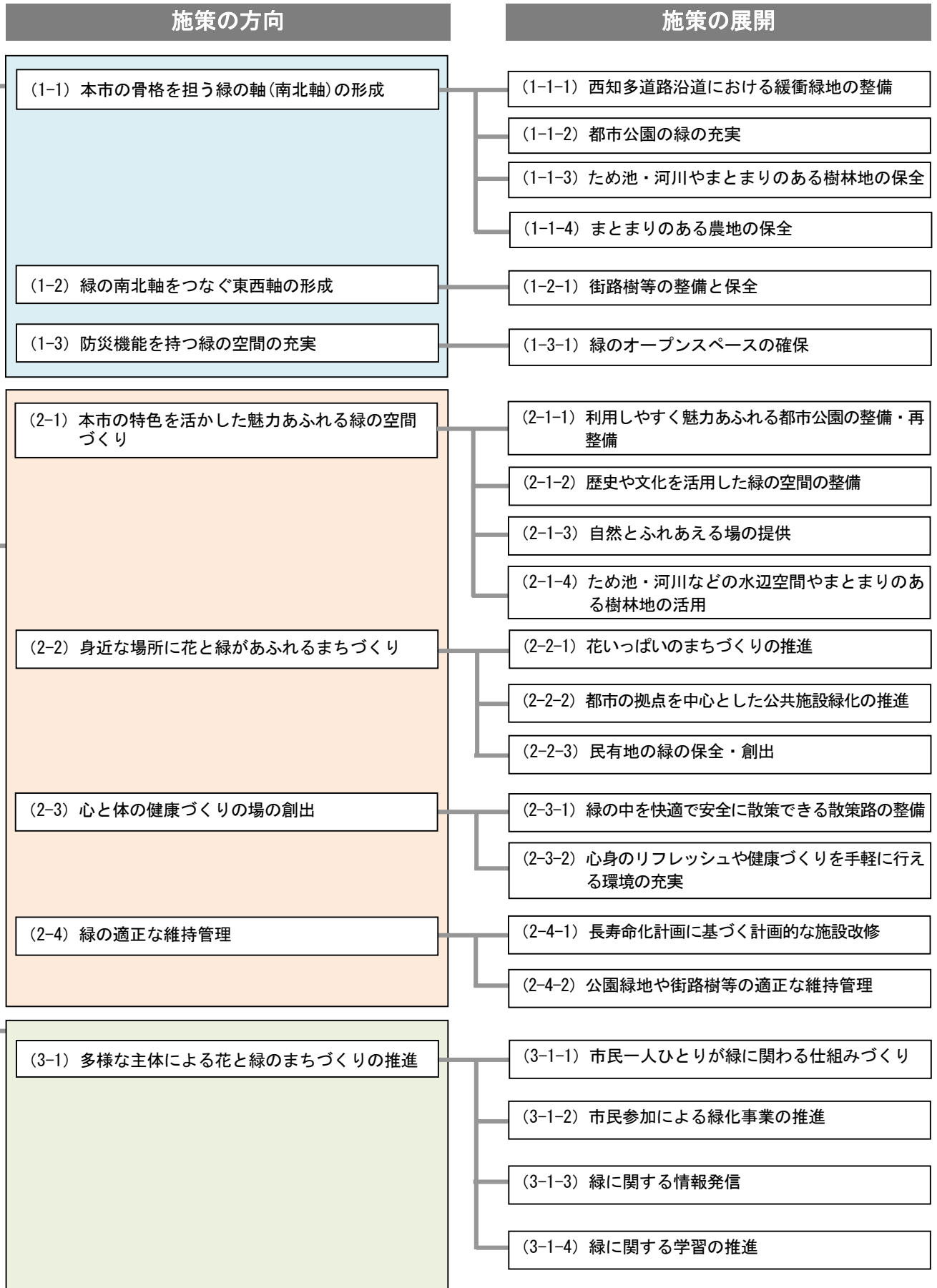
第4章 これからの緑のまちづくり

4-1 施策の体系

「第3章 めざす緑の将来像」で示した東海市の緑の将来像を実現し、計画の目標を達成するための施策の体系を次頁に示します。







前項で示した計画の目標を達成するための施策の体系を「緑が果たす役割」の視点で整理します。

緑が果たす役割	施策の展開
■環境を保全・改善する緑	(1-1-1) 西知多道路沿道における緩衝緑地の整備
	(1-1-2) 都市公園の緑の充実
	(1-1-3) ため池・河川やまとまりのある樹林地の保全
	(1-1-4) まとまりのある農地の保全
	(1-2-1) 街路樹等の整備と保全
	(2-1-3) 自然とふれあえる場の提供
	(2-2-3) 民有地の緑の保全・創出
	(3-1-2) 市民参加による緑化事業の推進
	(3-1-3) 緑に関する情報発信
	(3-1-4) 緑に関する学習の推進
	(2-1-4) (再掲) ため池・河川などの水辺空間やまとまりのある樹林地の活用
	(2-2-1) (再掲) 花いっぱいのもちづくりの推進
	(2-2-2) (再掲) 都市の拠点を中心とした公共施設緑化の推進
	(3-1-1) (再掲) 市民一人ひとりが緑に関わる仕組みづくり
■健康づくり・レクリエーションの場となる緑	(2-1-1) 利用しやすく魅力あふれる都市公園の整備・再整備
	(2-1-2) 歴史や文化を活用した緑の空間の整備
	(2-1-4) ため池・河川などの水辺空間やまとまりのある樹林地の活用
	(2-3-1) 緑の中を快適で安全に散歩できる散歩路の整備
	(2-3-2) 心身のリフレッシュや健康づくりを手軽に行える環境の充実
	(2-4-1) 長寿化計画に基づく計画的な施設改修
	(1-1-1) (再掲) 西知多道路沿道における緩衝緑地の整備
	(1-3-1) (再掲) 緑のオープンスペースの確保
■まちの防災機能を高める緑	(2-1-3) (再掲) 自然とふれあえる場の提供
	(1-3-1) 緑のオープンスペースの確保
	(1-1-1) (再掲) 西知多道路沿道における緩衝緑地の整備
	(1-1-2) (再掲) 都市公園の緑の充実
	(1-1-3) (再掲) ため池・河川やまとまりのある樹林地の保全
	(1-1-4) (再掲) まとまりのある農地の保全
	(1-2-1) (再掲) 街路樹等の整備と保全
	(2-2-2) (再掲) 都市の拠点を中心とした公共施設緑化の推進
	(2-2-3) (再掲) 民有地の緑の保全・創出
	(2-3-2) (再掲) 心身のリフレッシュや健康づくりを手軽に行える環境の充実
	(3-1-1) (再掲) 市民一人ひとりが緑に関わる仕組みづくり
	(3-1-2) (再掲) 市民参加による緑化事業の推進
■美しい景観をつくり出す緑	(3-1-3) (再掲) 緑に関する情報発信
	(3-1-4) (再掲) 緑に関する学習の推進
	(2-2-1) 花いっぱいのもちづくりの推進
	(2-2-2) 都市の拠点を中心とした公共施設緑化の推進
	(2-4-2) 公園緑地や街路樹等の適正な維持管理
	(3-1-1) 市民一人ひとりが緑に関わる仕組みづくり
	(1-1-1) (再掲) 西知多道路沿道における緩衝緑地の整備
	(1-1-2) (再掲) 都市公園の緑の充実
	(1-1-3) (再掲) ため池・河川やまとまりのある樹林地の保全
	(1-1-4) (再掲) まとまりのある農地の保全
	(1-2-1) (再掲) 街路樹等の整備と保全
	(2-1-1) (再掲) 利用しやすく魅力あふれる都市公園の整備・再整備
	(2-1-2) (再掲) 歴史や文化を活用した緑の空間の整備
	(2-1-3) (再掲) 自然とふれあえる場の提供
	(2-1-4) (再掲) ため池・河川などの水辺空間やまとまりのある樹林地の活用
	(2-2-3) (再掲) 民有地の緑の保全・創出
	(3-1-2) (再掲) 市民参加による緑化事業の推進
	(3-1-3) (再掲) 緑に関する情報発信
(3-1-4) (再掲) 緑に関する学習の推進	

4-2 施策の展開

施策の体系に示した施策をどのように展開していくかについて、その方針を設定します。

(1) 安心をつなぐ 緑のネットワークづくり

私たちに安心や安らぎをもたらしてくれる「緑とオープンスペースが持つ多機能性」が一層発揮できるように、ふるさとの木を大切にしながら緑のネットワークを充実させるための施策を展開します。

(1-1) 本市の骨格を担う緑の軸(南北軸)の形成

本市の骨格を担う緑のネットワークとして、南北の3本の緑の軸を位置づけ、環境保全林の計画的な整備、大規模な都市公園の緑の充実、ため池周辺等の樹林地や農地の保全などによって、緑の連続性を確保するとともに充実を図ります。

(1-1-1) 西知多道路沿道における緩衝緑地の整備

本市の北部には臨海工業地帯と内陸部住宅地等を隔てる緩衝緑地が整備されており、南部についても(旧)西知多産業道路を高規格化し中部国際空港と結ぶ「(都)西知多道路」の整備状況や周辺の土地利用状況を見据えながら、整備済みの養父新田緑地から東海緑地へとつながる連続性のある緩衝緑地の整備を推進します。



養父新田緑地

【主な事業】

環境保全林整備事業	その土地本来の樹木である「ふるさとの木」を見極めて植えることによって、本来の生態バランスが確保された、都市環境の改善、防災対策など多機能な役割を担う連続的な緩衝緑地の整備を進めます。
-----------	---

(1-1-2) 都市公園の緑の充実

本市の緑の軸を形成する都市公園、特に大池公園や聚楽園公園、加木屋緑地などの大規模な公園を中心に、緑の量を出来るだけ増やします。

また、公園毎に特徴を持たせて、年間を通して四季折々の花が咲き誇る公園とするなど、緑の持つ質（機能）の充実を図ります。



大池公園

(1-1-3) ため池・河川やまとまりのある樹林地の保全

市内に点在するため池の多くには、周辺にまとまりのある樹林地が存在するとともに、太光寺池や鎌ヶ谷池周辺の樹林地などは緑の軸の形成にも寄与しており、保全地区等交付金交付事業などによって出来るだけ保全を図ります。

また、河川についても水質を改善するなど、適切な保全に努めます。

【主な事業】

保全地区等交付金交付事業	良好な自然環境及び美観風致を維持する上で必要な地区を保全地区、樹木を保存樹木として指定し、保存又は育成にかかる費用の一部を補助します。
松くい虫防除事業	松くい虫による松枯れやナラ菌によるナラ枯れ（ナラ類、シイ・カシ類）の蔓延を防ぐため、予防薬剤の樹幹注入や被害木の除去を行います。

(1-1-4) まとまりのある農地の保全

農地は、農作物の生産機能の他、自然環境機能、景観機能、防災機能といった多面的な機能を有しています。

したがって、農地の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うとともに、農業振興地域制度*等により無秩序な開発の抑制に努め、計画的に土地利用の転換を進めていく地区との調整を図りながら、面的なまとまりのある農地の保全に取り組みます。

【主な事業】

<p>多面的機能支払交付金事業</p>	<p>農業農村地域の有する多面的機能の維持・発揮を図るための活動に対し支援を行うことで農地及び農業用施設の適切な保全管理を推進します。</p>
---------------------	---

(1-2) 緑の南北軸をつなぐ東西軸の形成

本市の3本の緑の骨格軸（南北軸）をつなぐ東西の軸を充実させることによって、より有機的な緑のネットワークの形成を図ります。

(1-2-1) 街路樹等の整備と保全

緑の東西軸を充実させるため、大田公園から（都）東海知多線までつながる、太田川駅東西1kmに及ぶ高質な緑の軸の整備などを進めます。また、（都）太田川駅前線や（都）養父森岡線などの今後整備が予定されている幹線道路についても、設置が可能な区間については街路樹の設置を推進するとともに、街路樹等の適切な保全を図ります。



太田川駅前通り線

(1-3) 防災機能を持つ緑の空間の充実

南海トラフ地震の発生による大規模な被害が想定されている中、公園・緑地などの緑のオープンスペースが果たす防災機能に着目し、安心・安全なまちづくりを進めます。

(1-3-1) 緑のオープンスペースの確保

公園・緑地などの緑のオープンスペースは、災害発生時の避難地や避難経路、救援活動や復旧活動などの拠点として活用できるため、市街地の防災機能を高める観点から都市公園などにおいて緑のオープンスペースの確保に努めます。



元浜公園

現在整備を進めている緑陽公園は、伊勢湾岸自動車道や名古屋高速道路、知多半島道路のインターチェンジや出入口に近い立地特性から、広域的な防災機能を発揮することが期待できるため、災害時のオープンスペースの確保について検討し、防災機能の向上を図ります。

【主な事業】

緑陽公園整備事業	防災機能を担えるよう、緑のオープンスペースの確保に配慮した整備を進めます。
----------	---------------------------------------

(2) 夢をつなぐ 花と緑あふれる都市づくり

誰もが住みたくなる、住んで良かったと思われるような都市をめざし、市民一人ひとりがいきいきと快適に暮らせるように、身近なところに花と緑があふれる都市づくりのための施策を展開します。

(2-1) 本市の特色を活かした魅力あふれる緑の空間づくり

東海市ならではの歴史・文化・風土といった特色を大切にしながら、市民が誇れるような都市公園などの緑の空間を整備し、未来へとつなげていくため、本市の特色を活かした魅力あふれる緑の空間づくりを推進します。

(2-1-1) 利用しやすく魅力あふれる都市公園の整備・再整備

都市公園に関する市民ニーズや地域の状況変化等に柔軟に対応するため、今後新たに整備する場合や既存の公園をリニューアルする際には、できるだけ市民参画の手法を用いながら、ユニバーサルデザイン*の考え方のもと、あらゆる方々が利用しやすい施設整備に努めます。

また、公園毎に特色を持たせた魅力あふれる施設整備や、公園を活用したソフト事業の展開などによって質の充実を図り、年間を通じてたくさんの市民や市外からの来園者が訪れる都市公園づくりを推進します。

なお、民間事業者の参入によって市民サービスや魅力の向上等が期待できる公園については、民間活力を活かした事業展開について検討します。



三ツ池公園(改修前)



三ツ池公園(改修後)

【主な事業】

公園・緑地整備事業

有効性や必要性を評価・検証しながら、市民ニーズを踏まえた魅力あふれる公園・緑地整備を進めます。

(2-1-2) 歴史や文化を活用した緑の空間の整備

本市には、細井平洲先生ゆかりの地や聚楽園大仏、史跡*、山車、巨樹などの歴史・文化的資源があり、これらを活用した平洲と大仏を訪ねる花の道や公家緑道などの散策ルートや、史跡公園の整備を進めてきました。



公家緑道

今後も郷土の歴史や文化の大切さや素晴らしさを理解し、その価値を後世に伝えていけるよう、ふるさとの歴史や文化を活用した緑の空間整備を進めます。

【主な事業】

<p>平洲と大仏を訪ねる花の道整備事業</p>	<p>大池公園から聚楽園公園まで、郷土の偉人である細井平洲先生ゆかりの地や聚楽園大仏などを安全かつ快適に巡ることができる散策路の整備を進めます。</p>
-------------------------	--

(2-1-3) 自然とふれあえる場の提供

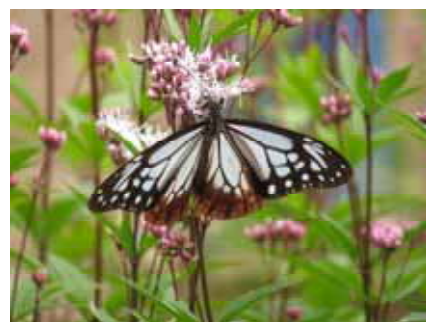
本市には自然環境再生拠点として整備した加木屋緑地を始め、ため池を活用した緑あふれる都市公園が多数あり、身近に自然とふれあえる場として多くの市民に利用されています。

加木屋緑地では、「渡り」をする蝶として知られるアサギマダラ*が飛来するよう秋の七草の一つであるフジバカマ*の植栽イベントを開催したところ、アサギマダラの飛来が確認されました。また、その他にも上野台公園のヒメボタル観察会を始めとして、市民が自然の中で暮らす生物について学習するためのイベントが開催されています。

今後も自然の大切さや素晴らしさを体感できる場を未来に遺していくため、豊かな植物相やトンボやホタルといった昆虫などの多様な生き物が飛び交っている環境を再生するなど、自然とふれあえる場の提供を進めます。



加木屋緑地



アサギマダラ（加木屋緑地）

(2-1-4) ため池・河川などの水辺空間やまとまりのある樹林地の活用

これまで大池公園や聚楽園公園、上野台公園、中ノ池公園、加木屋南公園、加木屋緑地、エコプロムナードなど、ため池や河川を活用した親水空間*やまとまりのある樹林地を活用した緑の空間の整備によって、多くの市民に親しまれています。



大池公園

今後も、ため池や既存の樹林地を活用した公園整備の他に、海を眺めることができる公園（ベイサイドパーク）や多自然川づくり*の考え方に沿った河川整備などについて検討し、水辺空間や緑に親しめる空間の創出を進めます。

(2-2) 身近な場所に花と緑があふれるまちづくり

身近な場所に花と緑があふれる美しく魅力的なまちを目指して、市内に花がいっぱい咲き誇るまちづくりや、駅周辺など都市の拠点を中心とした公共施設緑化、民有地の緑化を推進します。

(2-2-1) 花いっぱいのもちづくりの推進

身近な場所に咲く花は、まちの景観を向上させ、市民の暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれる大切な存在です。

道路脇などの空いたスペースを活用した花壇や都市公園を始めとする公共施設内の花壇整備、花壇コンクールの開催、花のまちづくり運動、街路樹の一部に花木を採用することなどによって、年間を通して市民の身近に咲く花を増やす取り組みを継続的に進めます。



花のまちづくり



花壇コンクール

【主な事業】

花と緑いっぱいのまちづくり事業	福祉団体が育成した花苗の公共施設やコミュニティ等への配布や、町内会・自治会による花壇づくりに対する支援を行います。
花壇コンクール開催事業	花のまちづくり運動の一環として、市民の間に定着している花壇コンクールを毎年開催します。

(2-2-2) 都市の拠点を中心とした公共施設緑化の推進

本市の都市拠点である太田川駅周辺は、緑を主体とした駅前広場や歩行者専用道路、公園などの都市基盤施設*が整備されたことによって、美しい都市景観が形成されるとともに居住者や来街者が増加するなどまちが活性化しています。



太田川駅前広場

開発等に伴い私有地の緑が減少する中で、将来まで担保された公共施設の緑化に取り組んでいく必要があります。集約型都市構造化との整合を図りながら、特に都市拠点や地区拠点、新駅周辺において重点的に緑化を推進していくことによって、居住人口や来街者の誘導を図り、まちの活性化につなげます。



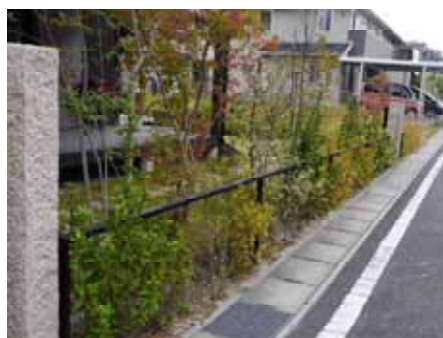
どんでん広場



大田公園

(2-2-3) 民有地の緑の保全・創出

暮らしや働く場をより潤いのある快適な環境にするためには、出来るだけ民有地の緑を保全するとともに、増やしていく取り組みが必要です。



民有地の緑（生垣設置費補助事業）

本市では「東海市緑化及び花いっぱい推進条例」に基づく保全地区・保存樹木の指定及び交付金の交付、生垣・壁面・駐車場・空地緑化に対する補助、工場等の事業地内の緑化推進による緑化誘導を行っており、これらの取り組みを継続していくなど、民有地の緑の保全・創出を図ります。

【主な事業】

工場等緑化協定	工場等の事業地における一定の緑を確保するため、市と協定を締結した上で事業地内の積極的な緑化を推進します。
共同住宅型集合建築物に関する緑化指導	敷地面積が 300 m ² 以上を有する共同住宅型集合建築物に対して、敷地面積の 10%以上を緑化するよう指導します。
生垣設置費補助事業	新たに生垣を設置する工事に要する費用の一部を補助することにより、緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進を図ります。また、既存のブロック塀を生垣に更新する工事にも補助することによって、ブロック塀の倒壊による災害を防止します。
建築物等における緑化補助事業	新たに屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化等を行う工事に要する費用の一部を補助することにより、緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進を図ります。

(2-3) 心と体の健康づくりの場の創出

緑の持つ景観機能やレクリエーション機能の充実を図ることによって、市民が潤いや安らぎを感じながら、いきいきと元気に暮らすことができるまちづくりを推進します。

(2-3-1) 緑の中を快適で安全に散策できる散策路の整備

駅や公園、観光資源などを線でつなげるとともに出来るだけバリアフリー化を図ることによって、誰もが安全かつ快適に散策できる散策路の整備を進めます。



エコプロムナード（渡内川）

東海緑地を活用した平洲と大仏を訪ねる花の道、大田川・渡内川・中川の堤防を活用したエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）、環境保

全林の管理用道路を活用した散策路、太田川駅東西1kmに及ぶ散策路などを整備することによって、健康づくりや観光が手軽にできる場を充実させるとともに、自家用車に頼らないで暮らせる環境にやさしい都市づくりにつなげます。

【主な事業】

エコプロムナード整備事業	大田川、渡内川、中川といった、大田川水系の河川の堤防を活用した散策路の整備を進めます。
太田川駅周辺土地区画整理事業	太田川駅周辺土地区画整理事業によって、駅の東西約1kmに及ぶ散策路の整備を進めます。

(2-3-2) 心身のリフレッシュや健康づくりを手軽に行える環境の充実

緑にはストレスを軽減し、心身をリフレッシュさせる機能があり、市民アンケートの緑が持つ重要な役割に関する質問では、「心身の安らぎの場」が重要という回答が非常に多い結果となっています。

そこで、市民がいきいきと元気に暮らすことができるよう、手軽にスポーツなどの運動ができる施設の整備や、ゴムチップやウッドチップを活用した園路や健康器具*の設置を継続的に行うことなどによって、心身のリフレッシュや健康づくりを出来るだけ体に負担なく手軽に行える環境の充実を図ります。



加木屋緑地



大池公園

(2-4) 緑の適正な維持管理

公園・緑地や街路樹などの緑を適正に維持管理し、安全性の確保のほか、施設の快適な利用や魅力向上を図ります。

(2-4-1) 長寿命化計画に基づく計画的な施設改修

本市では、高度経済成長期に多くの都市公園が建設され、10年後には供用開始から30年を経過した公園が38箇所（約55%）に達する見込です。

したがって、平成24年度に策定した「公園施設長寿命化計画^{*}」に基づいた遊具等の計画的かつ効果的な改修や更新によって、公園施設の安全性確保や機能保全、維持管理に係るトータルコストの縮減や平準化を図ります。

【主な事業】

公園長寿命化事業	公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設等の維持管理及び改修等を行います。
----------	--

(2-4-2) 公園緑地や街路樹等の適正な維持管理

限られた財源の中で、市内の公園や緑地、街路樹などの緑の持つ機能を効率的かつ効果的に発揮させていくためには、安全性や景観に配慮しつつ、地域や周辺住民、企業など様々な方々の協力を得ながら、適正な維持管理に努めます。

(3) ひとをつなぐ 花と緑のまちづくり

これからの花と緑のまちづくりには、行政だけではなく市民やNPO法人、民間事業者など、多様な主体の協働・共創による取り組みがより重要となってきます。

そこで、様々な立場の多くの方々が緑のまちづくりに参加するとともに、それらの方々のつながりを促進するための取り組みを展開します。

(3-1) 多様な主体による花と緑のまちづくりの推進

市民やNPO法人、企業など、多様な主体の方々と連携することによって、より充実した花と緑のまちづくりが推進できるよう取り組みます。

(3-1-1) 市民一人ひとりが緑に関わる仕組みづくり

花と緑あふれるまちづくりを進めていくためには行政だけではなく、市民を始めとする様々な主体の方々に協力していただき、いっしょになって取り組むことが不可欠です。

市民や企業等が市内の公共施設の里親となつて花壇づくりなどを行う「アダプトプログラム」の充実など、市民一人ひとりが緑を身近に感じられ、日常的に関わることのできる仕組みづくりを推進します。



大堀緑道

【主な事業】

アダプトプログラム事業	市民や企業等に、道路や公園などの公共施設の里親となつていただき、定期的に清掃や除草、花の植え付けなどを行っていただく制度を継続的に推進します。
共同花壇資材交付	町内会・自治会やコミュニティ、アダプトプログラムで花壇の設置や管理を行う団体に対してレンガ等の原材料や花苗・肥料など、必要な資材を交付します。

(3-1-2) 市民参加による緑化事業の推進

市内の緑を創出・保全していくにあたっては出来るだけ市民参加による手法で行うことによって、自分たちが植えた緑を大切に思う気持ちなど、花と緑のまちづくりに関す

る意識の高揚が期待できます。

これまで本市では、「21世紀の森づくり」として宮脇方式による植樹祭や育樹祭、都市公園における花木などの植樹祭、保育園の園庭や公園の芝生化、花のまちづくり運動推進委員会による活動、都市緑化フェアにおける花の装飾などを実施しており、今後も市民参加による緑化事業を積極的に取り入れ、市民を始めとする様々な主体の方々と一緒に進めます。



植樹祭（大池公園）



花の装飾（都市緑化フェスタ in 東海）

【主な事業】

21世紀の森づくり事業	市民等が自ら苗木を植えて本来の生態バランスの森を創出することによって、環境を保全するとともに、自分たちがつくった森に愛着を持っていただきます。
都市公園等における植樹祭の開催	都市公園等において、市民との協働による植樹祭を開催し、市民参加の緑化事業を推進します。

(3-1-3) 緑に関する情報発信

花と緑のまちづくりを多様な主体により総合的に進めていくためには、緑に関する取り組みや成果の他に、緑や自然環境を守り育てていくことの大切さなど、必要な情報を効果的に発信していく必要があります。

今後もホームページや広報によるPRのほか、イベントの活用や冊子の発行などについて機会を捉えて検討し、情報発信を進めます。



都市緑化フェスタ in 東海



パンフレット

(3-1-4) 緑に関する学習の推進

緑や自然環境の大切さなどを市民、特に次代を担う子どもたちに知ってもらうことは、花と緑のまちづくりを進めていくうえで重要です。

これまで本市では、小学生が緑や自然環境について学びながら緑化活動を行う「みどりの少年団」や、NPOとの協働による屋外（公園）で子どもたちが集団で遊ぶ機会をつくる「プレーパーク」の実施、市民等との連携により環境について学ぶ「東海市エコスクール」の開講などを行っており、今後も緑に関する学習の場を充実させます。



プレーパーク（中ノ池公園）



エコスクール（加木屋緑地）

【主な事業】

エコスクール開催補助事業	「楽しく」「体験・体感」「発見・気付き」を大切に、自ら進んで環境問題に取り組む事ができる人が生まれるよう、さまざまな講座を開講するエコスクール事業を継続的に実施します。
みどりの少年団活動事業	子どもたちが緑とのふれあいを通して、大切な緑を守り育てる心を養う活動を継続的に推進します。
プレーパーク開催事業	子どもたちが自分の好奇心を追求し創意工夫しながら、自由にのびのびと遊べる冒険遊び場（プレーパーク）の開催事業を継続します。

コラム 知多半島生態系ネットワーク協議会

知多半島地域では、平成22（2010）年に「知多半島生態系ネットワーク協議会」を設置し、大学、企業、NPO、知多半島5市5町が協力して、「ごんぎつねと住める知多半島を創ろう」をテーマに、生態系ネットワークの形成に向けた事業を推進しています。東海市、知多市の海沿いの工業地帯では、幅100m、延長10kmにおよぶグリーンベルトや周辺地域で11社が協力して取り組んでいます。

4-3 施策の主体

緑の将来像の実現に向け、計画の目標を達成するための施策については、市民、事業者、行政などの多様な主体との協働・共創で推進していきます。表中の●印は、主に関わっていく主体を示します。

1. 安心をつなぐ 緑のネットワークづくり			
施策の方向と展開	主な推進主体		
	市民	事業者	行政
1-1 本市の骨格を担う緑の軸（南北軸）の形成			
西知多道路沿道における緩衝緑地の整備	●	●	●
都市公園の緑の充実	●	—	●
ため池・河川やまとまりのある樹林地の保全	●	—	●
まとまりのある農地の保全	●	●	●
1-2 緑の南北軸をつなぐ東西軸の形成			
街路樹等の整備と保全	—	—	●
1-3 防災機能を持つ緑の空間の充実			
緑のオープンスペースの確保	—	—	●

2. 夢をつなぐ 花と緑あふれる都市づくり			
施策の方向と展開	主な推進主体		
	市民	事業者	行政
2-1 本市の特色を活かした魅力あふれる緑の空間づくり			
利用しやすく魅力あふれる都市公園の整備・再整備	●	●	●
歴史や文化を活用した緑の空間の整備	—	—	●
自然とふれあえる場の提供	●	●	●
ため池・河川などの水辺空間やまとまりのある樹林地の活用	—	—	●
2-2 身近な場所に花と緑があふれるまちづくり			
花いっぱいのもちづくりの推進	●	●	●
都市の拠点を中心とした公共施設緑化の推進	—	●	●
民有地の緑の保全・創出	●	●	●
2-3 心と体の健康づくりの場の創出			
緑の中を快適で安全に散策できる散策路の整備	●	—	●
心身のリフレッシュや健康づくりを手軽に行える環境の充実	—	—	●
2-4 緑の適正な維持管理			
長寿命化計画に基づく計画的な施設改修	—	—	●
公園緑地や街路樹等の適正な維持管理	●	●	●

3. ひとをつなぐ 花と緑のまちづくり			
施策の方向と展開	主な推進主体		
	市民	事業者	行政
3-1 多様な主体による花と緑のまちづくりの推進			
市民一人ひとりが緑に関わる仕組みづくり	●	●	●
市民参加による緑化事業の推進	●	●	●
緑に関する情報発信	●	●	●
緑に関する学習の推進	●	●	●

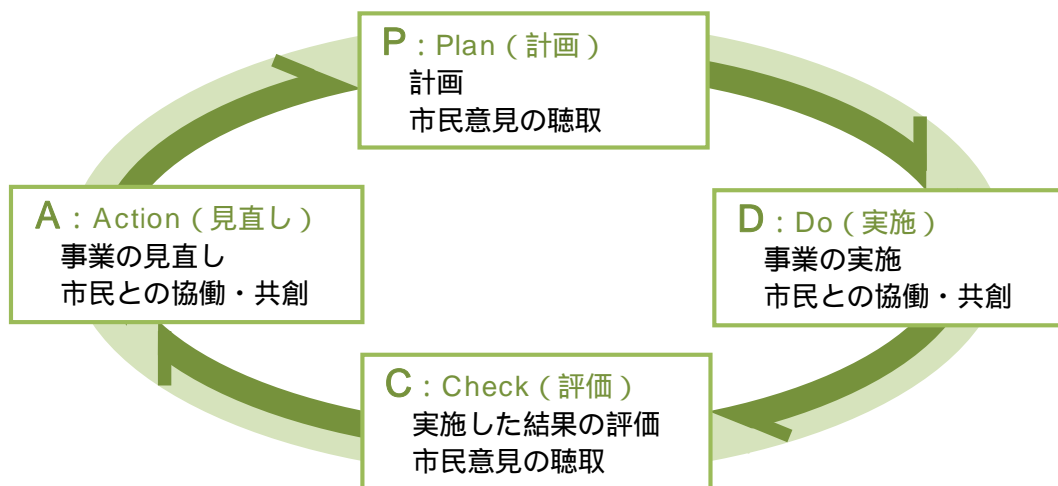
第5章 計画の推進に向けて

5-1 計画の進行管理

緑の将来像「未来につなぐ 緑の都市づくり」の実現に向けて、3つの基本方針から展開される具体的な施策を実施し、緑の基本計画の効果的な進行管理を進めます。

本計画では、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）を順次行っていく「PDCAサイクル^{*}」を継続的に繰り返していくこととし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の確認などを行います。また、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果の高い施策を実施していきます。

■PDCAサイクルによる進行管理（イメージ）



【資料編】

1 緑の基本計画の策定経過

1. 東海市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項を定める東海市緑の基本計画の策定にあたり幅広い意見を反映させるため、東海市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ・学識経験者 1人
- ・緑化審議会委員 1人
- ・農・商工業関係者 2人
- ・市内に住所を有する者 2人
- ・県の職員 1人

(任期)

第3条 委員の任期は、委員に委嘱された日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の意見は、これを尊重するとともに、東海市緑の基本計画の策定に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部花と緑の推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

2. 東海市緑の基本計画策定委員会委員名簿

区 分	役 職	氏 名
学識経験者	日本福祉大学 国際福祉開発学部 教授	◎ 千頭 聡
緑化審議会委員	東海市緑化審議会 副会長	○ 早川 豊彦
農・商工業関係者	東海市農業委員会 会長	小嶋 友光
農・商工業関係者	東海商工会議所 専務理事	下村 一夫
市民（公募）		中村 悦朗
市民（公募）		吉鶴 弥生
県の職員（オブザーバー）	愛知県建設部公園緑地課 課長	風間 一

◎：委員長、○：職務代理者

3. 東海市緑の基本計画策定経過

実施日	委員会等	実施内容
【平成 27 年度】		
平成 27 年 7 月～ 平成 28 年 3 月		◇緑の現況調査
平成 27 年 12 月 8 日 (火) ～ 12 月 22 日 (火)	緑に関する市民アンケート調査	◇市民アンケート調査 ・配布数：2,000 票 ・回収数：1,029 票 ・回収率：51.5%
【平成 28 年度】		
平成 28 年 6 月 24 日 (金)	第 1 回 東海市緑の基本 計画策定委員会	○辞令交付 ○委員長及び職務代理者の選任について ○東海市緑の基本計画（案）について ・緑の基本計画の位置づけについて ・緑の現況、課題について
9 月 30 日 (金)	第 2 回 東海市緑の基本 計画策定委員会	○東海市緑の基本計画（案）について ・めざす緑の将来像（将来像、方針、目標等） について ・これからの緑のまちづくり（施策の体系） について
11 月 17 日 (木)	第 3 回 東海市緑の基本 計画策定委員会	○東海市緑の基本計画（案）について ・計画書（素案）について ・パブリックコメント実施について
12 月 15 日 (木) ～ 1 月 13 日 (金)	パブリックコメント	○東海市緑の基本計画素案に関する意見募集
平成 29 年 2 月 7 日 (火)	第 4 回 東海市緑の基本 計画策定委員会	○パブリックコメント結果について ○東海市緑の基本計画（案）について ・計画書（案）について
3 月末		○公表

2 緑に関する市民アンケート調査票

緑のまちづくりについてのアンケート調査

【調査のお願い】

東海市では、緑ゆたかなまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため「東海市緑の基本計画」を策定し、これまで緑の保全・創出に関する様々な取り組みを積極的に進めてまいりました。

このアンケート調査は、平成18年度に策定した現行計画（平成19年度～平成28年度）が来年度に目標年次を迎えることから、緑の基本計画を改訂するにあたって、より良い計画づくりの参考とさせていただくものです。

このアンケートの趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成27年12月 東海市長 鈴木 淳雄

【ご記入にあたってのお願い】

1. このアンケートは、平成27年1月1日現在で18歳以上の東海市在住者から無作為で抽出した2,000人の皆さまにお願いしています。
2. ご回答いただきました内容は、すべて統計的に処理いたしますので、プライバシーの保護はもとより、他の目的に利用することは一切ございません。
3. 封筒の宛名の方が答えられない場合は、ご本人に代わって、ご家族の方がお答えください。
4. この調査票は、12月22日（火）までにご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れ、ご投函ください。<切手は不要です>
5. ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問合せください。

東海市役所 都市建設部 花と緑の推進課
〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地
電 話：052-603-2211、0562-33-1111（内線435）
F A X：052-601-2707
E-mail：hanamidori@city.tokai.lg.jp

対象の「緑」や東海市の「緑被地」の状況について、ご紹介します。

このアンケートで対象とする「緑」とは、以下のとおりです。

対象とする「緑」

公園・緑地や広場のほか、河川、ため池などの水辺や、学校など公共施設の植栽地、街路樹、寺社境内地、農地、工場の植栽地など、公共だけでなく民間も含めた緑の空間全体を対象とします。



【公園】
(大池公園)



【緑地】
(加木屋緑地)



【街路樹】
(どんでん広場)

■参考：東海市の「緑被地」の現況を示した分布図です。

Q 「緑被地」とは？

A 樹林地、草地等の植物で覆われた土地や田畑などです。



凡例

■	緑被地
—	行政区域界
—	市街化区域界

東海市の「公園」について、お聞かせください。

問8 あなたは市内の公園を利用しますか。あてはまる番号を1つ選んで○印を付けてください。

1 よく利用する

2 あまり利用しない



問9へ



問10へ

問9 あなたが市内の公園を利用する主な目的は何ですか。あてはまる番号を3つまで選んで○印を付けてください。

1 子どもを遊ばせる

2 近所の人や友人とのふれあい

3 休憩

4 散歩・ウォーキング

5 ジョギング・スポーツ

6 樹木や草花などの観賞

7 自然とのふれあい・環境学習

8 バーベキュー

9 催し物・イベントへの参加

10 その他 ()

(※問11へお進みください)

問10 あなたが市内の公園を利用しない主な理由は何ですか。あてはまる番号を3つまで選んで○印を付けてください。

1 近くに公園がない

2 公園でやりたいことがない

3 利用したい施設がない

4 子どもが大きくなったから

5 公園に行く時間がない

6 バリアフリーが不十分

7 その他 ()

(※問11へお進みください)

問11 あなたはどのような公園があれば良いと思いますか。あてはまる番号を3つまで選んで○印を付けてください。

1 歩いていける身近な公園

2 一日中過ごせるような大きな公園

3 子どもが安心して遊べる公園

4 憩い、やすらげる公園

5 散歩やジョギングが楽しめる公園

6 スポーツ・健康づくりが楽しめる公園

7 自由に遊べる広い原っぱや芝生の広場がある公園

8 地域の史跡や文化財を活かした公園

9 自然とのふれあいが楽しめる自然を活かした公園

10 災害時の避難場所にもなる防災機能を備えた公園

11 その他 ()

(※6ページの間12へお進みください)



緑のまちづくりで東海市に期待することをお聞かせください。

問 12 あなたは緑のまちづくりを進めていく上で、市ではどのような取組みを重点的、優先的に進めるべきだと思いますか。1～15のそれぞれの項目について、あてはまる数字を1つ選んで○印を付けてください。

項 目	重要度・優先度		
	重要であり優先度が高い	重要であるが優先度は低い	重要でない
1. 身近に利用できる公園の整備	1	2	3
2. 防災機能を備え、1日中楽しむことができる総合的な公園の整備	1	2	3
3. 河川、ため池などの水辺環境の整備	1	2	3
4. 臨海工業地帯との緩衝緑地の整備	1	2	3
5. 手軽にスポーツを楽しめる施設の整備	1	2	3
6. 安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備	1	2	3
7. 自然とのふれあいや環境学習の場の整備	1	2	3
8. 鉄道駅周辺など、まちの拠点の緑化	1	2	3
9. 道路や学校などの公共施設内の緑化	1	2	3
10. 山林、樹林地などの自然の緑や名木などの保全	1	2	3
11. まとまりのある農地の保全	1	2	3
12. 野生動植物の生育環境の保全	1	2	3
13. 公園や緑地、街路樹などの行き届いた管理	1	2	3
14. 緑に関するイベントの開催・情報発信の充実	1	2	3
15. 民有地緑化のための支援	1	2	3

(※問 13 へお進みください)

あなたの「緑」に対する取組みについて、お聞かせください。

問 13 現在、緑の取組みについて関わっていることはありますか。あてはまる番号を1つ選んで○印を付けてください。

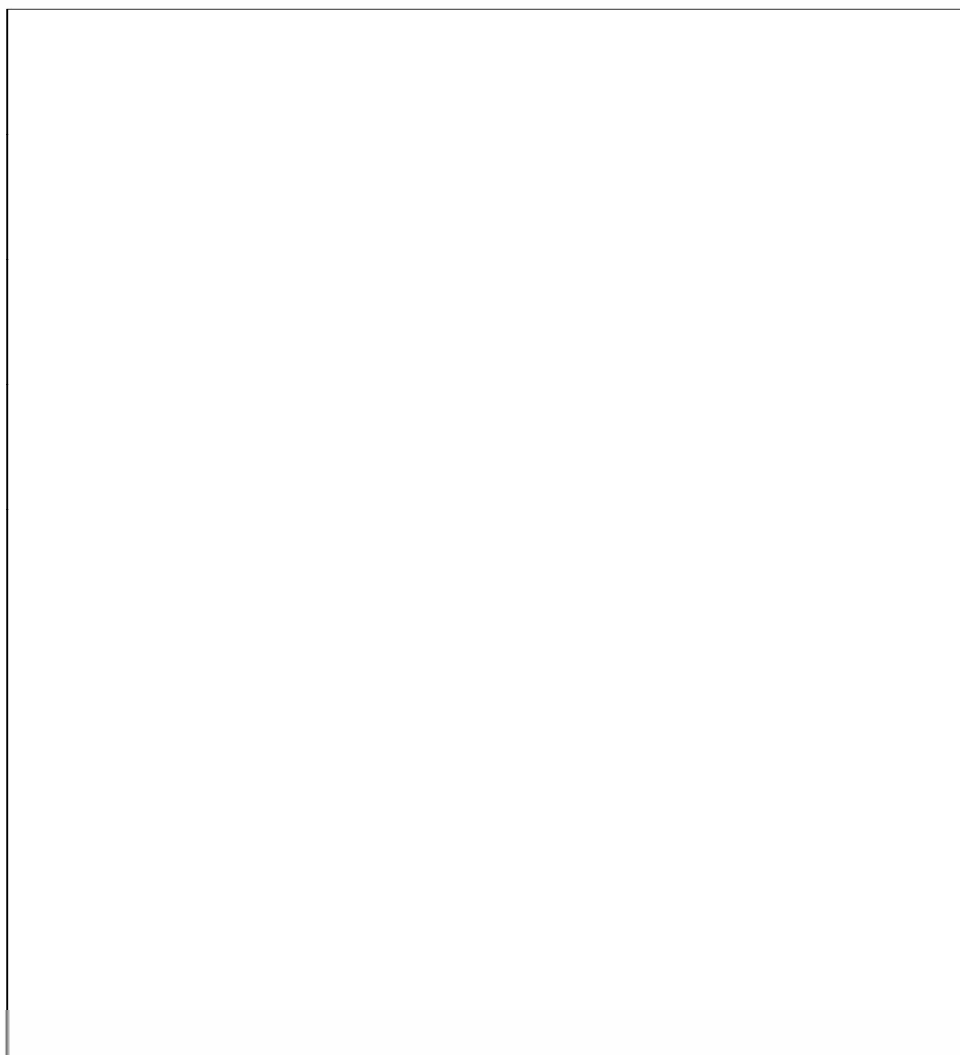
1 ある	2 ない	3 今後関わってみたい
↓	↓	↓
問 14 へ	問 15 へ	問 14 へ

問 14 緑の取組みで、現在関わっていること、または、今後関わってみたいことをお聞かせください。あてはまる番号を3つまで選んで○印を付けてください。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 公園や街路樹などの管理活動 | 2 花づくり運動、花壇づくりなどの緑化活動 |
| 3 自然林の保全活動 | 4 緑に関する催し物やイベントへの参加 |
| 5 公園づくりなどの計画作成への参加 | 6 自宅の塀を生垣にする |
| 7 自宅の屋上や壁面を緑化する | 8 まちの緑化のための募金への協力 |
| 9 その他 () | |

(※7 ページの間 15 へお進みください)

緑のまちづくりに対するアイデアやご意見、市の公園などの緑で「お気に入り」の場所などがあれば、ご自由にお書きください。



以上でアンケートは終了です。
ご協力ありがとうございました。



3 用語解説

あ行

アサギマダラ

タテハチョウ科に属し、春に北上し秋に南下する日本で唯一長距離の「渡り」をするチョウとして知られる。全国各地でマーキング調査が行われ、約 2000km の渡りをする個体も確認されている。

アダプトプログラム

市民が里親となって、市内の公共施設(道路、公園、各施設の花壇など)の清掃、除草、花の植え付け、樹木や花への水かけをしたりするボランティア活動。

いきいき元気推進事業

市の各課が健康を視点においた事業連携を進めながら、医師会・歯科医師会・薬剤師会、企業、飲食店、地域の関係団体等とも連携し、市域全体をフィールドとして市民が主体的に「健康・いきがづくり」に取り組みやすい環境を整備する事業。

NPO

「Non-Profit-Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」という。

オープンスペース

公園や広場などの敷地内で建物等によって覆われていない空地のこと。人々の休息、レクリエーションの場や災害時の避難所などになる。

か行

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置される。

環境共生

社会と自然の持続可能な関係の中での人と人の公正で協働的な関係。

環境保全林

道路沿線や工場周辺など都市・地域の環境保全や防災を目的とした緑地。

観光資源

日常の生活地域を離れ、他の土地の風景や史跡などを見物し、楽しみながら旅行するなどの、観光の対象となる景観・行事・習俗など。

緩衝緑地

都市公園法に基づく都市公園の一つで、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置される。

希少種

環境の変化などにより個体数が極めて数少なくなっている生物種のこと。

近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置される。

グローバル化

政治・経済、文化など様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

健康器具

健康の増進や体力の維持向上が期待できる器具の総称。

広域緑地計画

都道府県が都市計画区域全域を対象として「緑の基本計画」を策定する一の市町村の範囲を超えた広域的観点から配置される緑地等の確保目標水準、配置計画等を示した計画。

工場緑化協定

工場周辺の環境整備や修景を図るため、市内に工場を設置しようとする者又は工場を有する者と工

場敷地内の緑化に関する協定を締結する制度。

公園施設長寿命化計画

安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から修繕・改築等の予防保全的管理を推進することにより、都市公園の公園施設の長寿命化を図るために策定する計画。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理が行われており公園緑地に準じる機能を持つ施設。

さ行

三角州性低地

河水の運んだ土砂が河口付近に堆積して形成された扇状の洲における、海拔の低い土地。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している、若しくはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

史跡

歴史上の事件のゆかりの場所・建造物など。

指標

計画目標の達成状況を判断・評価するために設定したもの。

社会環境インパクト

地域社会の形成や住民の生活に大きな影響を及ぼす国、団体、企業などの広域的な動きや取り組み。

集約型都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造で、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる都市をめざすもの。

主要地方道

道路の分類の一つで、国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道。

親水空間

川や池などの水辺が身近にあり、水に親しむことのできる空間。

ストック効果

整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期的にわたりえられる効果。

生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定されたもの。具体的には500㎡以上の農地等であり、基本的に指定後30年間は保全が担保される。

生態バランス

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、互いに関連を持ちながら自然界の安定が保たれていること。

生物多様性

様々な遺伝子を持った数多くの生物種が存在し、それらによって成り立つ生態系の豊かさやバランスが保たれていることを表す概念。

潜在自然植生

ある土地の植生を持続させている人為的干渉が全くなくなったときの土地が支えることのできる植生のこと。

扇状地性低地

川が山中から平野や盆地に出るところにつくる扇形の堆積地形における、海拔の低い土地。

総合計画

長期的なまちづくりの指針で、まちづくりの目標、基本的な方向性を示した基本構想、目標を実現するために取り組むべき施策を体系的かつ具体的に示した基本計画、施策を実現する予算編成の指針となる実施計画によって構成される。

総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置される。

総合戦略

中長期的な将来を見据え、人口減少や地域経済の縮小などの課題への確に対応し、地方創生を推進していくための戦略的なビジョンとなるもの。

た行

台地段丘

低地より一段高く、表面が平坦な台状または階段状の地形。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川の管理を行うこと。

地域森林計画対象民有林

適正な森林の施業により木材生産、水源かん養、国土保全、環境保全等の機能が発揮されるよう保全及び整備を図る森林地域で国有林以外の森林。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置される。

ちびっこ広場

児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、ブランコ・すべり台等の遊具を設置した児童の遊び場。

特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置される。

特定外来生物

外来種で生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの

の中から指定されるもの。

都市機能

鉄道・バス等の公共交通、道路等の基盤、商業・業務地の立地、各種行政サービス等、都市生活を行う上での各種サービスの総称。

都市基盤施設

道路・鉄道・公園・下水道等の根幹的な公共施設などの都市の基盤となる施設。

都市基盤整備

道路・鉄道・公園・下水道等の根幹的な公共施設などの都市の基盤を整備すること。

都市計画区域

都市計画法その他法令の規制を受けるべき土地の区域で、都道府県が指定する。

都市計画道路

都市の将来像を見据えて円滑な交通と良好な都市環境を形成するため道路の機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の 4 種別に分類し、都市計画に定めるもの。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づく都市計画・まちづくり分野の総合的な指針として、市町村の都市計画に関する基本方針を定めた計画である。

都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。

都市緑地

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置される。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

南海トラフ地震

東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする地震。

二級河川

国が管理する一級河川として指定された水系以外で都道府県が管理する河川。

21世紀の森づくり事業

都市環境の改善、都市景観の向上と緑のネットワーク化を図るため、緩衝緑地など様々な機能を持つ環境保全林の整備を「ふるさとの木によるふるさとの森づくり」として、市民参加で実施し、次世代につなげていくことを目的とした森づくり事業。

農業振興地域制度

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して総合的に農業の振興を図るための制度。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。

は行

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

被子植物

裸子植物の対語で種子植物のうち、胚珠が心皮に包まれて子房の中にできる一群の植物の総称。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられ

ることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

P D C A サイクル

Plan、Do、Check 及び Action の四つの言葉の頭文字をつなげた言葉で、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(見直し)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取り組み。

広場公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的に配置される。

風致地区

都市の風致を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。

フジバカマ

キク科ヒヨドリバナ属の多年生植物で「秋の七草」の一つ。今ではその数も減り、環境省レッドリストでは準絶滅危惧に指定されている。一般的に販売・栽培されているものは園芸品種が多い。

保全地区

東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、良好な自然環境を保護し、及び美観風致を維持する上で必要と認める地区で、所有者の承諾を得て市長が指定するもの。

細井平洲 (1728~1801年)

江戸時代の教育者・儒学者で尾張国知多郡平島村(現在の東海市荒尾町)の出身。平洲先生の教えは「学思行相まって良となす(学び、考え、実行することの三つがそろって、はじめて学んだことになる)」に代表される。

保存樹木

東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、良好な自然環境を保護し、及び美観風致を維持する上で必要と認める樹木で、所有者の承諾を得て市長が指定するもの。

ま行

緑の回廊（コリドー）

野生動植物の多様性の保全のために、その移動経路を確保し生息・生育地の拡大と交流を図るために設定した回廊（コリドー）。

民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるように配慮されたデザインのこと。

用途地域

都市内における住居、商業、工業の市街地の大枠としての土地利用を定めるもので12種類に区分され、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する。

ら行

裸子植物

被子植物の対語で種子植物のうち、胚珠が心皮に包まれるのではなく、表面に裸出する一群の植物の総称。

緑道

都市公園法に基づく都市公園の一つで、災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置される。

緑化重点地区

都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて特に重点的に緑化の推進を図るべき地区。

緑化率

明確な区画境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積の割合。この他に緑化面積率の呼称

として用いられる場合があり、これは樹木・草本等の植物による緑化面積（独立木の場合はおおむね樹冠の投影面積）の割合をいう。

緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、若しくは緑で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地の総称である。

臨港地区

港湾を管理、運営するため土地利用を定める地区で、港湾管理者は多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるために9種類の分区を指定できる。

東海市緑の基本計画

平成 29 年 3 月

発行：東海市

編集：東海市 都市建設部 花と緑の推進課

〒476-8601 東海市中央町一丁目 1 番地

TEL：052-603-2211・0562-33-1111

FAX：052-601-2707

E-mail：hanamidori@city.tokai.lg.jp
